

目次

○巻頭エッセイ「出征」	日隈 威徳	1
-------------------	-------	---

特集：非営利・協同と共済制度

○座談会「共済事業と非営利・協同セクター」	本間 照光、根本 守、伊藤 淳、司会：石塚 秀雄	2
--------------------------------	--------------------------	---

○論文「新非営利法人法の制定議論と税制改悪の方向」	坂根 利幸	17
---------------------------------	-------	----

特集：非営利組織と公共性

○論文「社会的企業体の連帯で保健・福祉・医療の複合体を」	大嶋 茂男	25
○論文「長野モデルにおけるコモンズについて」	石塚 秀雄	32
○シリーズ非営利・協同入門④「非営利・協同と社会変革」	富沢 賢治	39

○文献プロムナード⑤「Care を考える」	野村 拓	44
-----------------------------	------	----

○書評／南信州地域問題研究所編『国づくりを展望した地域づくり —長野・下伊那からの発信』	石塚 秀雄	49
---	-------	----

○事務局より本の紹介		52
------------------	--	----

○研究所関連ニュース	24、38、43、48、51	
------------------	----------------	--

○2002・2003年度バックナンバー紹介		53
-----------------------------	--	----

○FAX送付書		
---------	--	--

「出征」

日隈 威徳

イラクに派兵される陸上自衛隊の本隊への「隊旗授与式」なるものをテレビで観た（2月1日）。学徒出陣の（神宮外苑の）行進を思い出すと語るキャスターもいた。主力の第2師団の駐屯地は、北海道旭川市にある。「同市は、かつて旧陸軍最大規模だった第7師団の司令部が置かれ、100年前の日露戦争から太平洋戦争まで海外に繰り返し兵を送った」と朝日新聞は書いている（2月2日付）。

旭川には、1つの思い出がある。何年か前の冬、参院比例代表選挙の名簿登載者として、旭川市内で車を走らせていた時のことである。道路の脇に「兵村記念館」という看板が立っているのが目に入った。旭川といえば、明治の屯田兵（北海道の開拓と防備のために設けられた屯田制の兵。平時は農民、戦時には兵士となる）が有名だ。これはきっと、その屯田兵に関する記念館にちがいないと思い、車をUターンしてもらって訪ねたところ、やはりそうだった。記念館は旭川神社（屯田兵村が作られたとき、伊勢神宮から「分霊」され、村の中心におかれた神社。屯田兵村では、休日はほとんど天皇家の奉祝・葬祭の日にあてられていた）の境内にあり、冬期は休館とのことだったが、宮司のご好意で観せてもらった。当時の屯田兵の遺品や民具、農具が、よく整理されていた。『学習資料—北海道近代のあゆみ』に収録されている、日露戦争に応召した屯田兵家族の窮状を訴えた手紙の原文も、ここにあった。

「式」にあわせるために、衆院イラク特別委員会と本会議に、派兵承認案を強行採決させて、小泉首相は、神崎公明党代表らとともに旭川市に乗りこんだ。その日、市内では「戦争ノー、有事立法反対旭川連絡会」が、派兵反対の宣伝行動をおこない、1時間で444人分もの署名を集めたという（「しんぶん赤旗」2月2日付）。

軍国少年だった私は、よく軍歌をうたった。「出征兵士を送る歌」は、いまでもそらでうたえる——「わが大君に 召されたる／^{いのち}生命はえある 朝ぼらけ／たたえて送る 一億の／歓呼は高く 天を衝く／いざ^ゆ征け つわもの 日本男子」。しかし、同じ「出征」のうたでも、反戦平和のうたがあったことを、当時の私たちは知るすべもなかった。はげしい弾圧のもと、26歳の生涯を終わったプロレタリア詩人槇村浩の「出征」（『間島パルチザンの歌—槇村浩詩集』新日本文庫）は、兵士たちの^{よそお}悲しみをうたっている——「欺かれた民衆よ／^{よそお}粧われた感激よ／祝福された兵士たちの何と顔色の蒼いことか／万歳の声に顔をそむけて眼鏡を曇らすおまえ……」。

小泉首相は「訓示」で、「反対する国民のなかにも、心のなかでは諸君の活動に声援を送っている人はたくさんいる」と強がってみせたが、歴史の審判は、ほどなく下るだろう。平和を求める民衆の意志と行動によって。

（ひぐま たけのり、研究所会員、宗教政治学）

座談会

「共済事業と非営利・協同セクター」

出席：本間 照光（ほんま てるみつ、青山学院大学教授）
根本 守（ねもと まもる、協働・公認会計士協働事務所、公認会計士）
伊藤 淳（いとう じゅん、民医連共済専務理事）
司会・石塚 秀雄（いしづか ひでお、当研究所主任研究員）

労働者共済・協同組合共済の歴史と発展過程

石塚 本日は「共済事業と非営利・協同セクター」ということで、まずは労働者共済と協同組合共済の発生と歴史的意義というあたりから進めていきたいと思っています。



日本の共済というのは制度的に日本独特ではないでしょうか。ヨーロッパでは共済組合法というのがあるけれども、日本の場合には労働者共済は協同組合共済の事業という法律の規定になっている。協同組合と共済組織というものがどの程度類似性があり、あるいは相違点があるのか。日本は協同組合が共済をしているということで非常に特殊ではないかという気がします。また民間保険が、そもそも相互会社というものから出てきたものが株式会社的に法律がなっていくという。基本的な性格の変質・変化があるのかどうかという点を、本間先生に触れていただきたいと存じます。

まず日本の共済制度・共済組織というものの特

長というものは一口で言うとうなのかということから入っていただきたいと思います。

最初に伊藤さんから、今の共済の現状と問題点といったところからお話いただければと思います。

伊藤 民医連の場合は事業所負担と職員負担の協力による共済で、法人と労働組合が協力をして職員一人一人の相互扶助連帯を高めるとような性格なんです。その事業形態は民医連の47,000人の職員が病院をはじめとする全国1,600の事業所の法人単位



で共済会があって、それが都道府県ごとに連合会を構成し、そして全日本民医連共済というその上の連合を組織しているというものです。

主には公的保険の補完であり、自己負担分をカバーする制度、つまり医療費の窓口負担、休業・出産のときの保険給付以外をカバーするということが大きな柱です。おおよそ民医連の全体収入の1%強程度の双方の掛金によって運営されています。ですから、対外的にはクローズドな性格を持っているもので、任意共済の典型的なものだと思

います。

当初の出発点から、性格と目的については変わりありません。しかし大きく変化してきたのは、社会保障の後退が劇的な形で進行していて、それに対抗して民医連で働く人たちの社会保障をどうやって守るかということがあります。もう1つは職員の互助・連帯その他の事業を通じて団結をどう高めていくか。というのは職員数と事業所数が増えている中で、共済の活動の多様性という意味が大きくなってきたと思います。

例えば医療費負担を例にとると、当初の薬剤費の一部負担で済んでいた時代から考えると、今日では3割負担ですから、それに対抗していけるかどうかという具体的な財政問題になってきており、掛金負担というのが大きな伸びをみせざるを得なくなっています。

比較のお互いに顔が見える集団の中での共済的な活動だったものが、どこを基準として助け合っていくかということが、ある意味では難しくなっている時代かと思うのです。もともと医療・休業給付というものやその他について見舞金等様々な制度を含めて、保険事故というものに対しては、そのときは非常に良い制度であると実感できますけれども、特に若い世代の中では社会保障や社会保険に対する大きな不信感が拭いきれなくなっているのです。民医連共済が独自に運営している年金などに対するこれからの考え方には様々なものがあります。それらを含めての掛金引き上げに対しては抵抗感もあります。

それから、法人と労働組合との関係では、賃金に相当する部分をどのように分配するかということになってきますので、特に賃金が上がらない、退職金その他についてはだんだん引き下がるという傾向のもとでは、それらの決着のつけ方が共済の掛金をどう持ち合うかという問題にもつながってきているのです。

そういう中で全般的に見ると、大きな問題の1つはもともとの相互扶助ということと、社会保障改悪の中で一人一人がどのように守り合っていくか、その中身というのはどの辺を最低基準に置くかという方向の示し方が重要になってきている時期だと思っています。もう1つは、これまでは小さい集団から連合を作って大きくなってきたとい

う経過の中で、小なりといえども社会的な存在として、あるいはそれから労働者共済や生協等との連携と言いますか、具体的には47,000人のかなりの部分は医労連共済にもダブル加盟しているし、一定部分は生協や県民共済にも加入しています。私たちの中では任意団体から法人格を持った団体として一定の組織改善の検討をはじめているところですが、横のつながりの中にどのように参画するかということが出てきていると思います。

自主共済と言っても財源の多くは事業所が持っていて、事業所の法定福利以外の福利厚生費の部分による拠出の割合が大きく、そういう特殊性は他のところとは違う部分もあるので、我々自身もそのことを特殊な部分と全体連携できる共通性の部分をどんな風に整理するかということを議論しているところです。

石塚 民医連共済というのは、無認可・任意団体ですね。共済の中でも協同組合法に基づいたものと、共済の種類としてはいくつに分かれるのでしょうか？

本間 協同組合が共済をやっていることが特殊だというよりは、本来、共済は協同組合や労働組合など、協同の事業や運動によってつくられてきたもので、本来的には「協同組合保険」なのです。特殊なのは、協同組合保険を「共済」と称してきたことであり、日本にはそのようになった特殊な歴史的経緯があるということです。

協同組合保険としての共済は、保険とは違って不特定多数を対象とするのではなく、民主的な組織と出資・運営によって成り立つ特定の集団を母体とする相互扶助です。

その共済にも、成り立ちや構成員によって、様々な共済があると言った方が良いと思います。

石塚 法律があるものは、協同組合法、農協・生協・全労済…。労働組合が主に作ったものは無認可で良いのですか？

根本 例えば全労済もそうですけれども、連合の主要単産の共済になっている自治労共済とか日教済などは法人形態としては生協なのです。

石塚 生協というのは消費生活協同組合法の範疇で、事業の中の組合員の共済であるということで、形態的には生協の形態を取ることが多いんですか？

根本 連合系の規模の大きいところは生協法人の形態をとっているということです。労働組合の共済については、私どもが関与している労働共済連やそれに参加している共済について概要を紹介します。



ご承知のとおり、80年代の終わりに民主的・階級的な労働組合運動を発展させようという運動の中で、各単産が自治労連とか全教などの形で自立していく過程でナショナルセンターとしての全労連も出来たわけですね。

こうした状況に対応し、単産ごとに共済を作ろうという動きの中で出来てきたのが、それぞれ単産ごとの自治労連共済とか全教共済とかあるいは医労連共済とか、そういうものです。そしてそれらの火災等の部分は単産ごとで完結するのではなくて、それぞれの単産の共済制度を再共済という形式をとって一緒にする形で取り組もうということで進められてきたのが、この労働共済連なのです。

労働共済連そのものは法人格を持っているわけではなくて、法人形態という面では任意団体、あるいは単なる協議体です。今申し上げた全労連傘下の主要単産の共済も、現時点では法人格を持っているわけではなくて、労働組合活動の一環としての自主共済という位置付けになっています。

各単産の共済は、それぞれの単産ごとに組合員を対象にしてやっている共済制度ということは共通ですが、共済の種類等については単産ごとに経過がありますから、多少バラエティがあります。ただ、共通する部分は火災とか年金とか、あるいは生命・医療・冠婚葬祭等の共済ということになっております。この間特徴的なのは、退職を迎えられたOBの方々も共済の対象者に含めていこうというところが一部でできています。

労働共済連には労働共済という共済組織も入っ

ているのですけれども、そこは単産ごとの共済組織ではなく、中小企業労組等を中心に共済をやるということで集まっている組織です。労働共済には、いわゆる地域共済、各地方・地域に共済の支部を作ってそこで共済に取り組もうというようなことをやっていると聞いております。そういった共済会が集まって再共済等の運営に取り組んでいるというのが、労働共済連の概況と思われます。

石塚 この労働共済は企業組合法に基づいているのですか？

根本 いや、いわゆる任意団体だと思います。



本間 共済事業については正確には協同組合保険と称されるべきで、職域と地域に組織された様々な共済事業が実態としてあるということですね。法令上根拠を持ち所管官庁の下にある共済といっても、ずいぶんた

くさんあるんですね。多くは各種の協同組合法に基づいて作られています。協同組合法の中でも一番大きいのは農業協同組合法・農協共済です。それから水産業協同組合法、これは漁協の共済で、そして先ほど言った消費生活協同組合法には地域を主体とするもの、あるいは職域を主体とするもの、労働組合を主体とするもの、これも様々に分かれています。労働組合を主体とするものの中では一番中心的なのが全労済ということになります。あとは戦後比較的早くからできた大手の労働組合の共済がそれにあたります。中小企業の関係では、中小企業等協同組合法に基づくものがあります。労働組合の中でも労働組合法に基づいて運営されているものも一定程度あるんですね。さらには地方自治法に基づいて運営されている都道府県や市町村が運営している住民向けの共済があります。

一方、法令上の根拠を持っていない中にも様々なものがあります。1つは公益法人が経営・運営しているものです。数年前問題になって今日も新聞で報道されていますけれども、例のケーエスデー—中小企業経営者福祉事業団（KSD、現・あん

しん財団)をめぐる事件も、実は公益法人が行っている共済事業となるわけですね。これが政治家ぐるみの賄賂・疑獄事件へと発展したわけです。それから各地の労働組合で、これは任意団体で人格のない社団と言われるわけですが、この任意団体が行う事業は様々です。いわゆる自主共済等はこの中に入るだろうと思います。ですから共済といっても様々であって一言ではくれないということです。

石塚 伊藤さんの話の中で、最近の掛金が共済の中でも問題になってきているということで、本間先生の本の中でも、世帯の年間の私的保険への支払いが非常に高くなってきておりまして、昔エンゲル係数という食費の支払いの指標がありましたけれども、今ではアリコ係数とかニッセイ係数というのか(笑)、保険料の負担という問題から見るとかなり深刻になってきているだろうと。それと共済の給付の範囲では日本の場合、医療について歴史的には順序がかなり後ろの方で登場しているのではないかと思うんです。生命や火災保険が先になっている。医療が遅くなっているのは、例えばドイツのビスマルクのころには、日本語で疾病金庫と訳されていますが、かなり医療については早く取り組んできたと思うんですね。ヨーロッパの場合には、共済組合が医療をかなり積極的に医師とか病院を抱えるということをやってきたんですね。その辺りの日本の特長を後でちょっと触れていただきたいと思います。

我々の研究所は「いのちとくらし」というわけですが、日本の共済が伸びた時期というのは、73年が福祉元年と言われて、80年代から福祉社会の転換と言われ、政府の政策が変わってきた時期ですけれども、そういう日本の社会保障政策と共済の絡み方というのは補完的なものと位置付けてよろしいのでしょうか？

協同組合保険と日本の共済の歩みの違い

本間 1970年代の半ば以降、1973年が福祉元年と言われた年ですが、すぐにオイルショックが起って、福祉元年が福祉見直し元年になってしまっ

たんですね。それ以降ずっと社会保障・福祉を抑制するという政策が取られてきたのです。その抑制した分をどうするかというと、民間の生命保険や損害保険等が各種の保険商品・金融商品を作って、それを契約者である国民が検討して買いなさいと。そのことによって自分のいざと言うときの生活を保障し、資金の運用をして財産を増やそうという政策、日本型福祉社会という政策は実はバブル経済政策だったわけですが、その中に保険が重要な位置付けをされてきたということなのです。

戦後各種の共済が作られてきたわけですが、戦後の様々な苦労の中で多くの人々の支持を得て今日非常に大きな社会的な存在に共済はなっています。長いこと保険事業・保険会社との確執が続いてきたわけですね。しかし、日本型福祉社会という政策が取られる中で、保険と共済の歩みよりと言いますか、連携の側面がかえって強くなっています。ですから、共済の中でも先発の大手の共済と新しく出てきた自主共済とは、ずいぶんスタンスが違ってきていると考えられるんです。保険事業との矛盾を抱えながら連携の面が強まっている。そしてまた政策的にも社会保障や福祉の後退に対して、それに歯止めをかけるというより、むしろそれを自明のものとしてそれを前提として、自分たちの共済の事業を延ばしていくという性格も一方では出ているのです。

石塚 例えば農協のJA共済が資金運用とか保険商品とかを民間の保険会社とタイアップして運用するというスタイルを取っていると思うのですが、これは共済のアイデンティティというか原理と抵触しないのでしょうか？ 今後もタイアップは増えていくと思うのですが、そのタイアップの影響力は吉と出るのか凶と出るのか、どちらなのでしょう？ 二つの選択、共済が市場の中で規模の経済でネットワークをやっていくのか、そもそも共済本来の目的の中でネットワークを作るのか、どちらが良いのでしょうか？ 既存の共済と新しい共済とのスタンスの違いにも出てくるかもしれません。保険はどんどん株式会社的になってきますよね。保険法が変わったということは基本概念が相互会社から株式会社に変ったのだと私は



解釈しているのですが、その辺についていかがでしょうか？

本間 そうですね。まず、日本における生命保険の相互会社は、敗戦における保険株式会社の破綻に際して、相互会社形態の第二会社をつくって再出発したものです。したがって、本来の相互扶助の精神でつくられたわけではないのです。他方、今日、共済が社会的な存在、社会的な認知を受け、大きな社会的存在になってきているわけです。しかし、共済がどちらの方向に行くのか大きな分かれ道にあるんじゃないかと思うわけですね。そのことを考える上でも、歴史的に協同組合とか協同の運動が進めてきた共済というものがいかにして生まれて、日本ではどのような特殊な性格を持ってきたのかということを振り返っておく必要があります。

まずイギリス等ヨーロッパ諸国においては、17世紀の後半以降に各種の友愛組合が作られてくるんですね。この友愛組合は助け合いであり、共済組合と言って良いだろうと思います。部分的には中世以来のギルドの助け合いの機能を引き継ぎつつ、近代的な協同の運動、協同組合の事業、その流れの中で友愛組合も作られてくるということでもあります。同時に友愛組合は地域別・職業別に組織されてくるわけですが、ご存知のように労働組合がパブ・居酒屋からはじまるわけですね。そのパブを拠点にできたので労働組合の先駆的な形態であり、助け合いの共済組合の形態でもあったということです。

共済というのは正確に言うのならば、協同組合

保険と言うべきなのです。協同組合ないし協同組合ではないけれども、協同の民主的な運営、一人一票等ですね、それには労働組合等も入ると思いますけれども、そのような協同組合ないし協同の事業としての協同組合保険として、国際的には作られてくるわけです。1844年にロジデール公正先駆者組合が作られますが、例のロジデール原則ですね、それを引き継いで1895年にICA国際協同組合同盟が作られ、協同組合原則によって運営されてきているわけです。イギリスでも国際的にも、協同組合原則の延長にある協同組合保険として歴史的に形成されてきたという訳であります。

日本の場合にはそうはならなかったわけです。なぜかと言うと、保険業法上では協同組合保険としては認められてこなかったのです。戦後各種の共済として特殊な発展を遂げてきました。もっとも、戦後突然生まれてきたわけではなくて、戦前からの非常に長い前史を持っているんです。

日本では1900年（明治33年）に産業組合法が作られます。この産業組合法というのは現在の農協とか信用金庫・信用組合などを含めた協同組合全般にかかわる法律ですね。同時にその年に保険業法も作られるわけです。現在の農協の前身である産業組合は、1924年（大正13年）の全国産業組合第20回大会で保険事業の経営ということを出し出すわけですね。生命保険事業の経営をする、保険積み立てによる農業経営や農村における生活や生産を改善する、農業倉庫の火災保険を経営するといった方針を出すわけです。毎年大会のたびにそういった方針を掲げるんですが、これは保険会社や監督官庁の反対などにあって実現しなかったわけです。

労働組合運動の側でいえば、1912年（明治45年、大正元年）に友愛会が作られます。友愛会は後に日本労働総同盟に発展していくわけですが、その友愛会の当初から共済部が設けられ、相互扶助が位置付けられているわけです。また、1922年（大正11年）に日本農民組合が創立されますけれども、その主張の中に農業保険の実施を掲げています。

このいずれにも賀川豊彦が大きな役割を果たしております。最近では賀川豊彦と言っても知らな

い人たちが増えていますが、日本における協同の運動・様々な協同組合・平和運動・労働運動の草分けとして知られている国際的な活躍をした人物ですね。産業組合が毎年の大会で保険経営ということを打ち出しますが、しかし、あくまでもそれは保険を経営してそのお金を使いたいというところに主眼があったんです。しかし、協同組合保険としてのそもそもについてきちんと理論的な位置付けを与えたのは、後に賀川がかかわってからであります。賀川豊彦は友愛会の運動に参加し日本農民組合の創立にかかわっていますから、彼の起草・影響の下で各種の協同組合保険がそういう運動の中に位置付けられているのです。しかし戦前においては具体的な形ではまとめることはできなかったのです。賀川豊彦は昭和の初期に医療組合運動を起こします。医療組合を作るとともに、それを支えるものとしての医療保険組合も作っていくわけです。そういうものが下地になって戦前に今日につづく社会保険としての国民健康保険ができるわけですが、共済として、あるいは協同組合保険としては実現せず、それが実現するのは戦後になってからです。やはり保険業法の下で協同組合保険が認められなかったということでもあります。

戦後1948年に、北海道の農協から始まって共済の突破口が作られます。50年代の初めに労働者共済としていくつかの共済が始まるということになります。はじめはすべてが無認可だったのです。保険業法の下で認められず、各種協同組合における共済・助け合いを拠り所にして始まるわけです。実態がまず先行し、あとで法的な根拠を持てきます。日本の場合には協同組合保険が共済という形を取ってきた。これは保険の監督官庁や保険会社との関係の中で、そういう風になってきたということなのです。

石塚 共済制度の成立の中で日本とヨーロッパとが違うのは、日本は戦前には労働者の権利闘争が弱くて、戦後に共済等が出来る。ちょうどヨーロッパ協同組合の歴史の話をしていただいたのですが、日本の場合に共済を作るとき、組織的性格付けが、例えば協同組合原則というきちとしたものではなくて、割とスローガンのもの、連



帯とか相互扶助だけで組織構造をきちっとしてこなかった、そのつけが例えば数年前の自治労共済の不祥事であるとか、こういうところに出てくるのではないかと。自治労共済の反省点を読むと、マネジメントを全然知らなかったと。どうも実態は共済を作っても、民間の保険会社とかエージェントに丸投げをしてしまっているという形で問題点が出てきてしまっているんじゃないかと思うんですね。それはヨーロッパみたいに100年ぐらいの歴史があって共済を作る訳ではなくて、極めて日本的な形で作られたところに原因があるんじゃないかと思います。マネジメントが共済、特に労働組合がやっている共済に不足していると、彼らがそういう風になっているのですけれども、その辺の問題についていかがでしょうか？

●原理原則・目的の自覚に沿った マネジメントが必要

根本 例の自治労の2年程前に起きた事件については、我々が関与している自治労連の共済とは全く別の連合傘下の労働組合の共済のことなので、細かい事情はよく知りません。しかし先ほどの問題で申し上げると、自治労は自治労共済というものを持っていますが、自治労共済は生活協同組合としての法人形態を持っているのです。例の不祥事が起こった部分は基本的に生活協同組合形態の自治労共済ではなくて、自治労の組合財政の中の一部に、いわゆる生協形態のところに移せない共済事業の一部があって、その部分を石塚先生がおっしゃったように共済掛金の一部か全部か詳しいことはわかりませんが丸投げして、その手数料

収入みたいなものがあるということで、自治労の財政問題ということで表面化したように思うのです。いまおっしゃった通り、通常の労働組合運動であれば労働組合費を各組合員からいただいて、いただいた組合費に基づいて各種の組合員のための活動を展開していくというのが基本ですが、この共済事業というのは通常の労働組合活動費とは異なっていて、共済の掛金を各組合員からいただいて、いただいた掛金をプールしておいて必要な事由が発生したときに給付するという仕組みなものですから、収入の面でも変動的ですし、費用支出の面でも当然ながら事由の発生というのは様々な事情の中で起こってくるわけで変動的なわけですね。したがって、ある意味ではやはり事業的な性格もこの共済の活動の中にはあるということは事実だと思うんですね。そういう意味でのマネジメントも必要ですし、もちろん労働組合等の組合費の管理においてもきちとした内部の管理の仕組みというのが必要だと思いますが、共済についてはよりきちとした適正な内部の管理の仕組みがないと様々な問題を起こす事例が起きやすいと言えると思います。

もう1つ、いま石塚先生のお話の中で、実際に各種の共済の中でもいわゆるリスクをヘッジするという観点で、例えば自動車の損害保険とか、年金とか火災とか、そういうものについては生命保険会社等とタイアップして、一定のリスクヘッジを保険会社にしていくというやり方をとっていることがあります。そういう意味で、一般の保険と重なる部分も出てきやすいという面もあるので、その辺のところをどういう風に線を引くのかということも必要な課題としてあると思います。

石塚 リスクヘッジ、一般の保険と重なる部分の線引きというのは原理的に可能なのでしょうか？ いわゆる共済が一般の保険会社の保険商品をかなり使って事業を行うというところに、意識的に線引きをしないと先々ぐちゃぐちゃになってくる恐れは無いのでしょうか？

本間 それはあると思いますね。自分たちの労働組合がやっている共済、あるいは広くは協同組合がやっている共済が何を目的としてどのような方

向を向いているのか、これをきちっとしておかなければ保険会社の営業の出先機関になっていく、保険会社がやろうとしてできない部分を代行し、資本の大海に飲み込まれていくということになりかねないわけですね。協同組合保険としての原則を持たずに保険資本と提携するのは極めて危険です。

実際のところ、労働組合の共済を含めてほとんどの協同組合・共済は、自分たちの原理原則を持っていないように思われるわけです。労働運動論や労働組合論はあり、協同組合について言えば、協同組合原則は確かにあるわけです。しかし、協同組合原則だけではくれない共済という特殊な性格ですね。小さな保険料・共済掛金が巨額の保険金・共済給付に変わる、集積した膨大な資金は自己増殖を求めて資本に転化しかねない。賀川豊彦が言うように「大衆も投機を求めます」ということを忘れてはならないでしょう。言うならばオバケのようなお金を扱っているわけです。それは一般の労働組合論や協同組合原則では対応できないことなんですね。ですから協同ないし協同組合保険としての原理原則を、きちっと持っている必要があるわけです。しかし、その必要が自覚されていない。あるいはそういう原理原則にこだわらない、まどろっこしい原則にこだわらない方がマーケットを拡大しやすい、効率化を図りやすいというような方向に流れているのではないかと思われるわけです。

実際、協同組合の各種共済もそうですけれども、労働組合の共済についても様々な問題が起きていますね。いま出た自治労共済については、共済などの簿外口座を作って巨額の裏金作りをし、先物取引に使うとかあるいは闇の政治献金なんかを使う、また一部は右翼にすらお金が流れていったということが問題になったわけですね。自治労共済については、自治労の委員長が言っているように結成以来最大の危機を迎えたということなんですね。しかし、その後それを克服する方向が出されているのでしょうか。

もう1つ、自治労に限らず、N T T労組の電通共済生協は労組共済の先駆けでありますけれども、ここでも300億円の資金を生命保険会社に運用委託していた。けれども、運用がうまくいかないの

で商品先物取引会社に運用させたところ、300億のうち230億円は未回収になっているということが数年前に報道されて、最近その先物取引会社がいよいよ倒産しちゃったと報道されています。そういう意味では、自分たちの共済がどのような課題を持っているのか、そしてまたそのお金を何のため、どのような社会づくりのために使うのか、それについての原則的な立場がはっきりしていないということであろうと思います。

石塚 労働組合にマネジメントのレベルの高さを求めるというのは、本来の労働組合の性格からは非常に難しい問題ではないでしょうか。通常の間接会社では、労働組合にマネジメントは必要なくて権利要求ということだけで、要するに労働組合と経営というのは、本来は切り離され対抗的な関係にあるのですけれども、自分たちが共済などでお金を持って運用しなくてはいけない。ヨーロッパでも労働組合が自分たちの企業を経営するというのが一時期流行ったわけですが、なかなかうまくいかない。みんな撤退してしまうということがドイツなどであったわけです。

そもそも金額が異常に肥大化している状態です。農協共済は契約高400兆円だとか年間掛金で5兆円とかが集まってきている。経営はやはり保険会社等から人が入ったり、そこに投げたりしてやっているのが現状じゃないかと思うんですね。以前、住専問題、6,850億円もの税金を住専7社に投入し農協を救済するという事件が1996年にありました。共済も非常に規模が大きくなってきて、このマネジメントをいかにするか。協同組合では事業と運動の二輪をどうやって統一するかということに苦労していて、比較的営利・民間企業の手法を受け入れることでマネジメントを進めていこうとすることがあります。共済組合には国民のどちらかといえば中間から下の人たち、社会的に弱い人たちが集まって共済をはじめたという歴史があると思うのですが、そういった人たちの真のいのちとくらしを守る要求に応えるものになれるのか。そのためにマネジメントの問題、先ほどのリスクの選別をどう捉えるのか。つまり共済と保険と社会保険・社会保障との違いは、人々の病気等をニーズとして捉え、一方ではリスクとして捉えてい

くと社会的弱者を排除する形になってくると思うんですね。

もう1つは伝統的な共済というのは非常に閉鎖的で、自分たちだけのものになっています。それは自分たちの権利を守るには良いのですが、一方では大手の労働組合に入っていない、あるいは協同組合に入っていない人達のための共済というのは今後どういう形で出てくるのか。その1つの現象は最近の無認可共済です。誰でも入れるのは本来の共済じゃないんですけども（笑）、しかし誰でも入れますよと加入者を集めているわけです。しかし、そこに需要というか、入りたい人達がいるから市場ができてくると思うわけです。1つの問題は伝統的な相互扶助の共済事業というものが、もう少し広がった形に転換できるのでしょうか？それとも共済事業は、労働組合は労働組合員だけのクローズドの形でそれなりに進んでいくものなのか？新しい共済というのはどういう形で出てくる可能性があるのでしょうか？

伊藤 つまり真に必要とされる人達の共済が成立するかどうかという可能性の問題ですか？

石塚 そうですね。どこにも所属していない、例えばパートとかが増えていきますよね。臨時だとか労働市場が流動化して正社員が少なくなっており、その人達こそ生活も不安定だし年金も何とかしたいと。しかし、若い人達が色んなものに対して不信感を持っていて、公的保険の掛金を払いたくないと。どうせ返ってこない。しかし、この人達のための何か新しい共済方式というか、既存の共済団体などが取り組めるものなのではないでしょうか？

根本 例えば全労連の各単産などでは、パート職員の組合員が増えたり、よりオープンな形に組合活動を進めていこう、地域との連帯を広げていこうという取り組みをやっていたりしているわけです。その一環という意味もあるだろうけれども、先ほども出てきたように退職者に共済に加盟してもらおうという動きがあります。これらは1つの考え方の現われなのだと思います。地方・地域共済というものもやりたいという、そういうやり方もあるのではないかと思います。

また、民医連の一部のところでは、いわゆる医療保険制度が改悪されている中で、患者さん、民医連の場合は友の会や組合員という共同組織があるわけですが、そこで医療費助け合いの仕組みは出来ないものかと考えているところも出てきています。これらが今後進むべきあり方としてあるのかなという気がします。

ただ現実を申し上げると非常に厳しいですね。パートの方というのは今までの組織の構成員より給料が低いわけです。従来の組合員と同様の掛金を負担することが果たして出来るのか。そういう意味では従来のやり方を含めて見直していかなければいけないわけです。先ほど申し上げた共済活動のマネジメントというのは、そういう意味でも重要だと思いますね。

伊藤 民医連でもパート労働者の割合は増えており、パート労働者が共済に加入をしているところもあります。そこで何が問題になるかというところ、賃金が低いから掛金も低い。ところがパート労働者の平均年齢は常用労働者の平均よりもやや高いですから、病気にかかる率というのも高くなります。安い掛金でありながら本人3割負担の医療費を全額負担では、必ず破綻するわけです。先ほどの話と共通しますが、これをどのように職員とパート労働者とが同じ職場で団結して働いていくという共済が可能であるかというテーマが私達の中で出来ているのです。

その場合、先ほど紹介された助け合い基金のような考え方が共済制度の中で成り立つかどうかですね。もう1つは民医連の共済組合は、民医連という運動や事業・医療をおこなっている1つの全国ネットの中で働く職員の共済であり、当然クローズドです。共済というのはそういう閉鎖性を持っていても、同じ目的をもった運動とも連帯しながら、主体性を持って運営していくという舞台が出来たのではないかと感じています。我々がもっとオープン形になったときに、先ほど本間先生が言われたように、協同組合保険ではないけれどそれに匹敵する論理的整合性を伴った運営を確立しておかなければならない。共済というのはそういう形で展開しうるかというのには、全体の構成員がそういう部分も含めて共済として運

動でやっていこうという理念的確立が前提なのではないかと思います。

石塚 歴史的な共済というのは、再生産確保が目的で、労働者が自分たちがきちんと働けるように労働力の保証・再生産という形であったと思います。これは当然クローズドの形です。歴史的には社会保障はかなり狭い範囲から始まってきています。日本の場合は相変わらずそんなに広い範囲ではないので、目的意識を限定してなおかつネットワークを同職・同業のプール性とか地域とのかかわりとかを徐々に増やしていくという方式が取れるのかなという気がします。

ただし共済の場合は、リスクとしてお年寄りやお金のない人、障害のある人が次々と入ってくると、善意で始めていても破綻する可能性もあるわけです。そのときに普遍主義的な国の社会保障的な考えを共済に取り込むのか、あるいは民間保険的なリスクという考え方でやっていくのか。共済というのはこの二つの中間の形であるわけですね。するとミックスでやるのか、より市場に近づいたリスク論理で計算していくのでしょうか。その中に掛金を一律にせず給与に比例させるなど等いろいろ考えられると思うのですが。

本間 まず押さえておく必要があるのは、協同組合なり協同組合保険としての共済は、中世のギルドのような小規模で閉鎖的な性格の助け合いとは質的に異なるということです。協同組合や労働組合は近代社会の産物であり、もともと閉鎖的というよりそれを超えていく普遍的な性格をもっているということです。保険と違うことは、保険は不特定多数にたいする営利事業としてあるのに対して、共済はその基礎に協同の事業なり運動をもっているということです。かといって共済が極小規模でなければ共済とはいえない、というのではなくて、それを超えていく普遍的な性格をもっているというのが大事なんだと思います。また協同の事業や運動と協同組合保険としての共済が結びついているというのが、大事なんです。そのことによって自分たちのいのちとくらしを守ると共に、さらに自分たちを超えた政策課題にも対応していくということが出来るわけです。その場合、生活を

安定化させるための自前の支えあいや保障システムを持っているかどうかというのが大事です。例えば、医療の運動の中で自前の医療機関や福祉施設を持っている、さらにそれと結びついた共済の仕組みを持っているということが大事だろうと思います。

実際、金融保険改革というのをずっとやってきたわけですが、実は国内の生命保険会社の3分の1がバブル経済で破綻し、破綻しないまでも外資と提携して事実上の身売りをした保険会社が多く出ている。大儲けをしようとして大損をしているわけですから、保険会社の顧客としてその流れに身を任せていたのでは、自分の生活を守れなくなってきている。当然の避けられない宿命とするのではなく、自前の助け合い、支え合いの保障システムがどうしても必要です。そういう中で自分たちの保障システムをもっていることによって、民間保険会社の営利主義に対抗できる。政策の変更、あるいは新しい政策を求めていくことも出来るわけです。ただし共済が万能であるということはないので、大事なものは先ほどから出ているマネジメントであり、基本的な原理原則を押さえ、限界を踏まえて運営されていることであります。

ちなみに、過労死や過労自殺をもたらすほどの労働のあり方や、労働組合の組織率が日本全体で2割を切るような状態、そして不安定就労の増大をそのままにしては、労働者の共済の未来はありません。また、ほとんどを外国に依存している極度に低い食料自給率のもとでは、農業や農村の共済の将来もないわけです。今ある社会と社会のリスクを放置・追認したうえで共済が成り立ったとしても、それは一時的なもので遠からず行きづまります。社会保障・社会保険がだめなら保険がある、保険がだめなら共済があるとはならないのです。

自分たちの共済と運動や事業とが結びついていくことは大切ですが、それだけでは限界があります。これをどう超えていくかといえは、協同組合間あるいは共済間の連携で超えていくというのは、一定程度可能だと思います。

協同事業と多彩な共済の 結びつき―「無認可共済」問題

石塚 民医連共済には民医連という協同の事業があって共済があるという形で、大変カチッとしています。農協共済には農協がありますが、あれには準組合員制度というのがあって、大体2割くらいでしょうか、誰でも共済に入れます。よく言えばコミュニティに広がっている形です。共済は何かの事業をやっている共済がある。そうでないと単に共済だけがあるのでは、安易に生活やリスクを保障するものになってしまいます。事業と結びついているのが大切だと思います。

1つの典型で、モンドラゴンにはラグン・アロという共済組合があります。自分たちが協同組合運動をやって生産をして、なおかつ共済事業と結びついている。そこでは事業のマネジメントが共済のマネジメントにも生かされます。主体は労働者協同組合ですから、協同事業ですね。このラグン・アロのシステムは共済制度としては面白いと思うのですが、その点、数年前にモンドラゴンに行かれた際の印象は、伊藤さん、いかがでしたか？

伊藤 例えばそれぞれのグループ企業ごとに医療費支出が年度で高低が出ると、基準以上に高いところはペナルティがかけられ低いところは翌年保険料が低くなるという仕組みや、雇用調整に関わる財政給付をラグン・アロで引き受けるなど、労働者協同組合全体を労働福祉というところからどう守っていくか、単に共済が補完的なものではなく、全体の運営の仕組みが良く考えられて作られています。医療費が高かったところにペナルティを課すのは、社会政策上は労働者保護に反しますが、労働者が運営していく場合には一致できる水準にあるのだと感じました。モンドラゴンでトータルの運営能力というものが証明されていて、我々の運営のやり方や考え方に1つの大きなステップの目標になると思いました。

本間 協同の事業や運動から離れると、共済という名を使っても実質的には保険化してきます。保険としての規模拡大を求める、そこで自己完結を図るというのでは保険事業と変わらなくなって

きます。

近年、問題になっているいわゆる「無認可共済」ですが、「無認可（根拠法のない）」「共済」との呼称そのものに、この問題の深刻さがあらわれています。保険の監督官庁である金融庁は、`共済であって保険業法上の保険ではないので当庁の監督責任下でない` という。保険業界は、野放しの`無認可共済を規制しろ` という。認可を受けている共済は、`根拠法のない共済と自分たちは違う` という。「共済」の名で不特定多数への実質的な保険営業をしている営利団体、その中にはマルチ商法まがいの詐欺的集団も少なくないとみられますが、`共済として認知されたい` という。

しかし、いわゆる「無認可共済」なるものは、「共済」の名を冠した不特定多数への保険販売、すなわち「保険問題」にはかなりません。私はこのことを厳しく指摘しておきます。これは、労働組合や民主的団体が協同で作りに上げてきた共済とは異質のものです。「共済」と称してはいますが実質的な保険です。中には保険ですらもない、保険営業以前のマルチ商法詐欺的な社会問題化しかねない集団が、雨後の筍のように生まれているわけです。「共済」という名を使っている、認可共済か無認可共済かという分け方をしていますが、それは本質的なことではありません。分岐点は、協同組合ないしそれに準じた構成員、出資、民主的組織と運営がなされているのか、それとも法の目をくぐるために名前だけ「共済」を冠しているのかです。これについては、皆さんの共済の中でも問題を整理し、協同の事業である自分たちの共済とは違うのだということを明らかにし、社会に告発していくことが緊急に必要です。

「無認可共済」問題は「共済」の名を冠した保険問題であるとともに、協同組合と協同組合保険の「思想的危機」の問題でもあると言わざるをえません。忘れてはならないのは、「協同組合運動の中心的な問題は、よりよい別の世界を支援する事だ」（ICA国際協同組合同盟、レイドロウ報告、1980年）ということです。バブル経済のもとで「金融保険改革」なるものが推進され、銀行も証券会社も保険会社も、それぞれが自分たちの業界を中心にした総合金融機関化を指向し、各業界が政府の諸審議会の場でもそれぞれに学者たちを

擁して「利用者利便」になると主張し、利害団体の綱引きに終始しました。バブルをふくれあがらせ、破綻させ、国民や利用者に犠牲を強いながら、だれも責任をとりませんでした。「利用者利便のための改革と主張」ではなかったのです。それがいま、「無認可」「共済」をめぐる再現されている感があります。人びとのいのちとくらしを守るものとして協同組合保険があるのか、そのことが問われているのだと言わざるをえません。保険や共済が大きくなっていることは、そこに矛盾も集中してきているということです。

戦後の1950年前後の混乱期に、保全経済会事件という戦後史に残る詐欺事件がありました。そのような事件が、「共済」の名を騙ってはるかに大きな規模で起こりかねないという懸念があります。その意味でいま日本社会も保険・共済も未曾有の混乱の中にある、社会の混乱が保険や共済に反映しているということです。

伊藤 現在の「共済」といわれる問題は、確かに似ている状況ですね。

先ほどの続きで言いますと、民医連共済はフランス共済組合（FMF）と交流があります。フランスは医療機関をわずかしか持っていないが、医療費の補完という制度を行っている。ただし外国人や比較的低所得の人が多い地域で行っている団体は、やはり困難になってきているんですね。モンドラゴンのラグン・アロとはまた性質が異なると思いますが、背景を見るとヨーロッパでは共済が社会保障制度との補完関係でやっているという根付いた歴史とシステムがしっかりとあります。これは比べようがありませんが、考え方として社会保障を補完するのであれ、そういうものの一体の中で自分たちの役割と限界を自覚しながら運動をすすめていくというのを、私達の中では確認しあえるところまできたかなという気がします。

労働者協同組合法のようなものが見えてきた時に、共済というものが日本の中で変わるものなのでしょうか？

本間 人びとの自主的な協同の事業を発展させるような方向で法整備がされるならばいいのですが、それを抑える形に制定される場合もあるわけです。

歴史的にみると、とりわけ日本では労働者や人々が自分たちのいのちとくらしを自主的に守ることが敵視され、場合によると弾圧されてきたという歴史があります。戦後も各種の協同組合や共済については、これを取り締まるという発想が強かったですね。しかしそういう中でも大きな発展を遂げてきているわけですから、どのような内容で労働者共済なり協同組合保険が位置付けられてくるのかというのが問題だと思います。

ついでに言えば、共済は多様な生い立ちと課題を背負って現在にいたっているわけです。今後とも、多様な根をもっていく必要があると思います。そのことによって、それぞれの人々のいのちとくらしを支える力になるでしょう。これは共済にとっても大事ですが、実は保険にとっても大事なことです。戦後、協同組合保険が共済という形で根を張ってきた。そのことによって保険と一定の緊張関係ができたんです。ですから共済が協同の力を発揮すれば、保険会社としてもあまり変なことはできない。むしろ社会のリスクを安定させるよう積極的な役割を果たさなければ、保険として認められないことになる。これは長い目で見れば、保険にとっても背筋を伸ばすことにつながるわけです。共済は今後もしっそう根を広げ、深くしていく必要がある。共済の規制という形で根を切ってはいけないということですね。ただし共済の名を冠した詐欺行為や集団などというのは論外であって、保険業法上、保険事業上の問題としてきちんと対応しなければなりません。

石塚 雨後の筍のように出てくるのはそれだけ商売になると思って出てくるので、機を見るのに敏な人が共済もどきのものを作ってやるわけですね。ただし別の面から言うと、善意のNPO的な共済が出てくる可能性、ニーズはあると思います。しかし、そういうのが出てきても持続するのはなかなか難しいと思いますね。相互扶助ですから、どの範囲をメンバーシップにするかという一種の社会性の考えがないと、単に個人が入ってやるというのでは保険になってしまいます。今後、無認可的、NPO的共済が日本のコミュニティの中で伸びる可能性はあるのではないかと思います。

フランスでは社会保障制度の実際の運用を共済

が大部分をやっているわけですが、これは歴史的に共済運動があって、社会保障制度がドッキングしたというのが出ているわけです。日本で将来的にそこまで共済が力をつけられるかというところ、可能性は少ないかもしれませんが。いま社会保障が悪くなって民間保険がたくさん出てくる中で、国民的レベルで共済はどの程度貢献できるのでしょうか。先ほどの話に戻りますが、不特定多数に広げる可能性はあるのでしょうか？共済事業の社会的使命は当面どのあたりになるのでしょうか？

伊藤 たしかに不安定就労層や、病気であっても病院にかかれない人たちの問題は大変深刻です。どういう部分を共済という仕組みがカバーできるか、ということになってくると思います。例えばNPOが共済という仕組みを利用して、各種補助金や本人たちの掛金とか事業を行う機関の協力で医療にかかれない人を組織する。制度の中には社会福祉事業法で医療費を免除する・減額するという病院もありますね。そういうものや、少ないながらも対象の人たちが掛金を出し合っているという混合型にすれば、それは共済の一部になると思います。

石塚 公的制度がどんどん縮小して、どこのネットにもかからない人が出てきます。社会全体を考えると民間保険からも公的制度からもこぼれる人たちがいると思いますが、この辺の人たちを何とかしなければいけないと思います。

本間 共済単独で解決できるのはかなり限定的です。そこで協同の事業と結びついているということが大切です。共済として出来ないことは、結びついている事業や運動を通じて、一定程度メスを入れるよりどこところとなるのではないかと思います。とだと思いますね。

石塚 日本でも年金制度がかなり崩れてきましたが、アメリカ型の401k方式の年金を運用している共済もあるようですが、今後この傾向は増えていくのでしょうか。

伊藤 民医連共済の場合、特殊な自主年金なので

一般化できませんが、退職金と年金をセットで考えるとき、深刻なのは現在40歳以降の人たちです。これは流れに身を任せてはいけないという先ほどの本間先生のお話にもありましたが、どう切り替えていくかという問題があります。共済という自分たちの組織の中でどう対応するかというと、少しでも痛みを和らげる、自分たちを守る制度の充実をはかるということになると思います。ただそれには大きな限界があって、全体的な流れは、若い世代になればなるほど自分たち自身で守るしかないという空気が濃厚で、民間保険加入も増加しています。

●先人の理論に学びながら 大きな役割を

本間 個人としてもそうですが、協同の事業として科学的な見通しを持つことが大切ですね。現在は社会保険ですら投機的な性格が強まっています。高利運用で年金財源を増やすんだといいながら、膨大な7兆円に及ぶような累積赤字を生み出しています。それから総合金融機関化ということで、それを指向した銀行も証券会社も保険会社もばたばたとつぶれてきた。なぜかという、高利追求や高率運用というのは、社会全体ではできないということなんです。

協同組合なり、協同の事業体が押さえないといけないのは、自分たちが社会的歴史的にどこにいるのかということを知覚して、事業をすすめることです。社会全体での高利追求が仮に可能と見えても、実は自分たちの生活基盤を掘り崩して環境を悪化させたり、高利運用できない最後のつけは自分たち自身に押し付けられたりという限界を持っているわけです。社会全体では生産性ないし生産力を超える運用はできないということです。経済学的な目をもつということが投機に打ち勝って生き延びるというのではなくて、個人としても長期に勝ちつづけるという神業的な事が可能なわけがない。だから社会を安定させ、一定のお金できちんと生活できる、場合によってはお金だけに頼らないでもきちんとした生活が保障される仕組みを作る、そういうところに協同の運動や事業は立ち戻る必要があるわけです。

確かに日本の労働者共済や共済にはさまざまな問題があって、実態として他の先進国では当然のごとく押さえられていることがずいぶんいい加減になっているという問題があると私は思います。ただし、協同組合保険とか保険の理論については、少なくとも私の知っている限りでは、世界にもないような優れた遺産を持っているのです。さきほどの賀川豊彦の協同組合保険論、これを超えるものは今の日本にはないし、他のヨーロッパ諸国にもないと思います。さらにまた保険の理論家として小林北一郎という人物がいます。昭和19年(1944年)に若くして亡くなった人で、ずっと埋もれさせられていた人ですが、彼は「歴史的範疇としての保険」という学説を保険会社に働きながら打ち立てているわけです。そういう遺産を我々は持っていないながら気がついていない。仮に気づいたとしても、それを不問にして、目の前の利害に走りがちです。原則をふまえることによって、今ある自らのあり方が問われるからです。しかし省略すると必ずふり出しに引き戻されます。この過程で人びとの信頼を深く傷つけ、人びとに多大な被害をもたらすことになります。ですから、ぜひ各種の協同・共済に関わる人たちには、こうした学習を進めてほしい。その上に立って、現代に必要な協同組合保険論、あるいは協同保険論とはどうあったらいいのか、心を砕いてほしいと私は期待しています。

伊藤 共済が協同組合保険ということを念頭に置きながら、マネジメントなどを強めていこうとする場合、日本の場合、法的根拠というのはないですよ？これは自分たちで工夫していくしかないけれども、全体に広げていくような条件として、根拠となるような共済組合法ないしはそこにおける会計原則というようなことは考えられないでしょうか？

根本 その考え方がないと非常にいいと思いますし、先ほどの石塚先生の話ではヨーロッパにはあるということでしたから、そういうことも含めて進めていければと思います。

ただ、日本では2007年度を目安に民法の公益法人制度を廃止して、公益法人そのものを見直して

いこうという流れがあります。税法上は公益法人等というくくりの中で、法人格をもっていない任意団体もそれに含まれています。従来は自主的な共済事業については法人税の課税対象にはならなかったのですが、原則的に課税になってくる可能性があるということで、むしろ全体として税法の枠の中に縛っていこうという流れがあり、保険会社等が一方でこういう流れを要求している面もあると思います。共済の制度が法的に整備されていくというのは考え方としてはいいと思いますが、現在の新自由主義的思考の中では様々な規制が加えられる可能性もある気がします。

石塚 EU連合ではディレクティブ、法律のようですが、共済組合法という案が出ています。これは協同組合法、アソシエーション法との3点セットで社会的経済法といわれています。このあたりが一番新しい、参考となる共済の規定ではないでしょうか。日本の場合はいろいろな法律の条項に共済が出てきて基本は協同組合原則ですが、EUや他のヨーロッパの場合はそれぞれ共済組合法があるから、参考になると思います。

日本では自主的な内規、定款などで性格付けをもっと明確にする必要があると思います。その際に日本の研究や理論の蓄積が世界的にも高いということから、現実には弱い点があるとしても、実際の共済運動や事業を理論的に強い運動体に出来る可能性が強いし、共済事業の果たす役割は大きくなれる可能性があると思います。

最後にここで一言ずつお願いします。

伊藤 共済組合の目的・理念、共済が存在している意味と果たしている役割を常に確認することと、社会的に協同組合保険の考え方などに適合する基準をしっかりと守って運営できる能力を持つ必要があることを、執行する側の能力として求められていると感じました。

もう1つは私達の場合、加入者は民医連で働く人たちであると同時に、それぞれの地域でつながる人たちであるということです。さまざまな市民運動や患者さんとのつながりの中で、私達の共済組合というものがこれからもっと幅を広げていかなければならないだろうという所で、いくつか

示唆を受けました。

石塚 民医連の場合は、自分たちの運動をしっかりやるということですね。共済には事業体の母体が必ずあって、そことの関係に運営能力などがリンクしてきます。またコミュニティには友の会や共同組織があるので、これをいかに統合化していくかということで、コミュニティへ広がっていくという可能性を秘めていると思います。

最後に本間先生お願いします。

本間 バブル経済の頃、農協共済は巨大な組織になったので保険会社化すべきである、なかでも株式会社に転換すべきであるという主張が保険会社サイドから出たことがあります。共済であるよりは保険株式会社の方が安定的経営ができ、社会的監視の目にさらされるというのが根拠だったのですが、実はそういう主張をしていた保険業界そのものが次々と破綻していったのです。

建前としての支払能力がどれだけあるか、公表された数値がどうかという以上に、民主的・組織的な運営が出来ているかの方がより大事なんですね。その意味では共済についても、協同の事業・運動が民主的に管理運営がされているかどうか、本当の意味での効率化につながるのだと思います。モラルに支えられた運動の中でこそ、モラルリスク（道徳的危険）を排除し、社会的モラルに立った運営が可能となります。

現在、残念なことに共済の立場からも自分たちの權益を拡大していこうという恣意的な議論が広がっているように思われます。賀川豊彦は、立場の違いや思想の違いによって協同組合や協同組合保険を分裂させてはいけないと再三強調していたわけですが、私は、長い目で見るとさまざまな立場の共済が実を挙げていく、立場を超えて連携していくことが大切だと思います。賀川が言うように、共済の課題は、協同組合保険の機能を發揮して、社会とリスクを変えていく、そのことによって生活の根本問題を解決していく手がかりになるということです。また彼は、営利的保険会社から見れば宿命的な確率も、協同の社会性をもってリスクを変えていくことができると言っています。過労死や自殺などたくさんの人が追い詰められている

状況にあります、これに待ったをかける。現代のような働き方や暮らしをもとに生命共済があるのではなく、そのあり方を変えていくものとして共済が社会的使命を発揮する必要があるし、実際に可能なんだということです。単独の共済では出来ないことも、共済間の協同で出来ることもあるし、さらに共済として出来ないことも、これを拠り所として政策を変えていく、社会的に盛り

立てをして出来ることもあると思います。共済が多様な根を張る拠点となれるとっていい。

石塚 共済は社会的解決を目指し、保険は個人的解決を進めるということでしょうか。本日は長い時間ありがとうございました。

(2004年1月30日実施)

●本間先生の著書紹介●

本間照光・小林北一郎著『社会科学としての保険論』、汐文社、1983年、1800円。

最近テレビや新聞を見ると民間保険の宣伝が花盛りである。誰もが保険に関わっているが、しかし保険制度が社会制度と連関させて議論されることは少ない。本書は20年も前にでているが、いささかも古びてはならず、近年の社会の保険化の中で、その理論的な役割は再読の価値を増している。

当時の推薦文から。

「社会科学としての保険論、経済学における保険研究の復権をかける本書は、人間と社会の安全に関わる歴史科学として、保険学の体系を示そうとする野心的な労作である。」(関恒義)

「保険を経済学の一分野として、この体系の中に位置づけ、共同社会の物的基礎として、あるいは共同ファンドによるサービスのひとつとして、これを把握し、さらに資本主義社会の生成、発展、死滅の過程での保険の制度と役割の変化を、国家(自治体をふくむ)の社会サービスとの関連で追及してみるという仕事は、まったく未開拓にちかい仕事である」(宮本憲一)

「社会の共同業務としての保険が階級社会において民衆を支配し、社会の上にたつ業務に転化してゆく過程を論証」(池上惇)

なお、本書は絶版になっておりますが、希望する読者が多ければ再販の可能性あります。コピー等の問い合わせは研究所事務局まで。

本間照光『保険の社会学…医療・くらし・原発・戦争』、勁草書房、1992年、3800円。

推薦文から。

「現代社会はまさに「保険漬けの社会」である。生命保険、傷害保険、健康保険、老齢保険、失業保険、自動車保険、信用保証保険、等々。どなたでも、1年間にどれほどの金額を保険に支払わされているか、試算してみられたい」(芝田進午)

「保険やリスクに関する研究が、通常理解されているように金融事業の資金源を問題にすることではなくて、市場経済のもとで、資本蓄積のために生じる生活のリスクを科学的に解明する学問であることを深く知ることができる」(池上惇)

本間照光『団体定期保険と企業社会』、日本経済評論社、1997年、3400円。

保険金は、会社のものか、遺族のものか。問われている命と、この社会、国のあり様。

推薦文から。

「団体定期保険の本来の趣旨・目的が従業員の福利厚生にあることを、欧米の歴史、わが国の歴史にまでさかのぼって議論の余地なく論証するとともに、企業として生命保険会社が従業員の生命を取引材料にして、不当な利得を得ている実体を厳しく告発している」(水野幹男)

「新非営利法人法の制定議論と税制改悪の方向」

坂根 利幸

「非営利・協同総合研究所のちとくらし（以下、本総研という）」は、2003年に「特定非営利活動促進法」の法人格を取得した。

すなわち、本総研はNPO法人となった次第であるが、本総研の研究対象は非営利・協同にかかるあらゆる法人・団体、制度、管理運営、法制、税制、地域連帯、組織連帯その他の広いテーマを対象としている。

本総研の研究調査等の対象領域である「非営利・協同」の意義については、本誌第3号以降の「シリーズ非営利・協同入門」を参照されたいが、本小論はこの間、政府与党で検討され昨年6月に閣議決定されている「新非営利法人法（仮称）の制定」の議論についての私論である。

本年元旦にインターネットで検索すると、「公益法人制度改革」で2,027件、「非営利法人法」では64件、「行政改革推進事務局」では1,471件の情報数が検索されるほど、数多くの情報が発信されている。

ここに見るとおり、この公益法人制度改革と新非営利法人法制定の議論については、既存の公益法人やNPO団体等で多くの意見や議論が提起されているのである。そのきっかけは、政府与党の議論展開の中に含まれている「公益法人に対する法人税等原則課税」という税制改悪提起の課題にはかならない。

本小論はまだ未整理なものであり、反論、議論をお寄せいただきたい。本総研では読者諸氏の投稿を積極的に採用する方針としている。ぜひ議論をつなげていただきたい。

目次

- 1, 我が国の非営利の法人制度
- 2, 申告納税する公益法人等
- 3, 公益法人とNPO
- 4, アメリカにおける非営利法人法制度
- 5, 民法34条廃止と原則課税
- 6, 提言

1, 我が国の非営利の法人制度

まず我が国の非営利の法人制度はどうなっているかという、これが体系的なものとなっていないことが判る。

以下に主要な非営利法人と言われている法人制度の各根拠法律とその施行年度を示しておく。

主要非営利法人の根拠法律	法律施行
民法（民法公益法人規定）	明治29年
消費生活協同組合法	昭和23年
医療法（法人税法上の特定医療法人）	昭和23年
中小企業等協同組合法	昭和24年
社会福祉事業法（社会福祉法人）	昭和26年
NPO法	平成10年
中間法人法	平成13年

いずれも、それぞれの分野での立法であり、非営利法人の基本的意義を明解にあまねく定めての法体系・法制度となっているわけではない。

このうち消費生活協同組合など各種の協同組合や医療法人などは、立法上は非営利法人という枠組には入っておらず、特別法人的位置付けであるものと判断される。

これらの協同組合や医療法人では、「非営利」の定めは、各々の根拠法律の上で「営利を目的と

はしない」ということを謳っているが、その意義は営利を目的としての事業を行ってはいけない、ということである。他の非営利法人との関係などの規定はなく、このため各法人が行う事業についての法人税制度では、普通法人（株式会社、有限会社等）の法人税率等より優遇軽減されているものの、当該協同組合や医療法人の行う「すべての事業が課税対象」とされており、他の非営利法人制度とは異なる扱いとなっている。

非営利の事業としながら、組織として非営利法人という枠組には位置していない。このように協同組合や医療法人が他の非営利の法人と区別される点は、出資と所有、配当や残余財産分配などを認める制度の存在にあると観ている（本誌第4号論文「非営利・協同の事業組織」参照）。

一方、我が国で公益法人といえ、民法34条の財団法人、社団法人がまず頭に浮かぶこととなるが、いわば民法34条法人は、NPO法人制度出現までは、非営利法人の法制度の筆頭であったと言える。NPO法が成立する平成10年頃より民法34条法人は増加せず、むしろ自治体周辺の公益法人の整理等で減少しつつある。現時点で約27,000の公益法人数と言われており、社団と財団の法人形態ではほぼ同数とされている。

(公益法人数)

組織区分	国所管	地方所管	合計
社団	3,704	9,228	12,872
財団	3,175	10,342	13,482
合計	約7,000	約19,000	約27,000

(注①) 国所管の公益法人には、行政委託型の法人が約1,000含まれている。

(注②) 国所管では、文部省所管が約1,800とダントツに多い。地方では、東京都と北海道が約900と他府県を引き離している。

明治29年に成立した民法に盛り込まれた公益法人制度は当然ながらドイツ法を基礎としたものの、ドイツにおける公益法人制度が原則として「準則主義」によるものであるのと同様に、我が国の公益法人制度は「許可主義」によることが要件とされた^(注)。

政・官・財の癒着構造への発展が予見できなかったのであろうか、それともそもそもそれを狙っていたのであろうかは不明であるが、民法34条では次の通りの規定を定めたのである。

「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他公益に関する社団または財団にして営利を目的とせざるものは主務官庁の許可を得てこれを法人と為すことが出来る。」

「許可主義」にて設置したことが、官の側の恣意的な裁量や介入の余地を残し、出来るはずの法人化を阻止されたり、単なる同業者団体が公益法人となってしまったり、その矛盾は甚だしいものがある。要件である「公益性」や、「非営利性」についても曖昧模糊とした数十年が続いていたが、昭和47年にはじめて「公益法人設立審査基準等の議論申し合わせ」が確認されたほどである。

(注)「許可主義」とは許可を与えるかどうかは主務官庁の自由裁量に委ねる法形式であり、「準則主義」とは形式具備を前提に登記を受け付ける法人設立法形式である。法律要件を具備していれば認可権者は必ず認可しなければならない「認可主義」の中に「認証主義」も含まれている。

以下では、この民法34条法人を公益法人ということとするが、公益法人の最大の特徴は、公益的事業を目的とし、出資者等がいる場合でも配当や残余財産分配などが実施されない点にある（解散する場合の残余財産は、同種の法人か国・自治体へ財産寄付する定款規定が通常である）。

この点では、社会福祉法人やNPO法人、労働組合法人らも共通であり、法人税制上でも、公益法人や社会福祉法人、労働組合法人、NPO法人らは原則としてその事業について法人税等が非課税という定めとなっている。

なお「共益的」なすなわち構成員の利益等の増進のための組織として位置づけられている「中間法人」には、現行でも法人税等の非課税措置はないので留意されたい。

2、申告納税する公益法人等

公益法人や社会福祉法人、NPO法人（以下、公益法人等という）らは以上の通り、その行う事業については法人税等が原則非課税である。

すなわち法人形態等を問わず課税される消費税を除いて、公益法人等では法人税等の申告納税をする義務が原則としてないのである。

しかし現実には法人税等の申告納税をしている公益法人等も決して少なくない。

公益法人等はもともと構成員や支援者らの会費や寄付金、他団体からの支援や寄付、公共団体からの補助金や助成等で財政を賄うことが原則的な考え方でもあるが、我が国の文化では多額の淨財が継続的に獲得されることは少なく、いきおい剰余金を稼ぎ出す事業を行うことともなる。

例えば所有会館の賃貸や不動産貸付、書籍販売、保険代理、物品販売、セミナー事業、検査検定事業、資格認定付与事業などの、いわゆる「収益事業」を営み、その実態の一部または大部分が民間営利企業の事業と何ら遜色ないものまである。

これに着目した税務当局は、法人税、法人住民税、事業税の課税の上で、「収益事業」を営む公益法人等は、当該収益事業部分について法人税等の申告納税の義務を課したのである。この税務上の収益事業課税の定めは、戦後の昭和25年に創設されたものであるが、そもそも公益法人等に対する収益事業課税の理論と実務が明解ではない上に、収益事業を営んでいても何らの申告等をしていない公益法人等も多数にのぼるものと推定されている。また医療保健業を営む公益法人のように、当該公益法人の主たる事業が法人税法上の収益事業に該当してしまうケースもある。医療法人制度が制定される前に設立された公益法人医療機関などは、制度矛盾の狭間に存在するともいえる。

さらに、現在も延々と裁判が続いているオウム真理教事件を契機とした宗教団体などの監督という議論に端を発した、公益法人の「収支計算書」提出義務の法定化も平成10年に実施された。収益事業かどうかを問わず、たとえ会費収入や組合費

収入であろうとも年間収入が8,000万円超の公益法人等（NPO含む）は、所轄税務署に収支計算書を提出せよ、との法律である。これについても不提出への罰則規定がないことから、いまだ対応していない公益法人や労働組合法人、NPO法人等の数の方が多い（なお法人格なき団体には収支計算書提出義務はない）。

また2000年に摘発されたKSD汚職事件をはじめ、過年度から度々事件が報道される公益法人の杜撰な実態も指摘されているところである。本省管轄の公益法人の一部は、政・官・財の癒着構造の筆頭とも取り沙汰されているが、高級官僚の天下り、許認可に絡む利権あさり、脱税と政治献金の構図、業界団体での強力な縛りなどなど多くの事件が報道される度に、「またか」と多くの国民が辟易状態にあるのも事実である。

数々の公益法人の杜撰な実態や、天下り官僚と補助金を貪るなどの癒着構造などの改革のために、重い腰を上げた政府与党は、90年代の橋本内閣時代に「公益法人等の指導監督強化の方針」を提起して、現在もなお底流ではこの取組が継続されている。

すなわち平成8年9月に閣議決定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」にもとづき、平成12年最終改正の「運用指針（関係閣僚会議監事会申し合わせ）」にて公表されている。

この議論の一つの重要な点が、公益法人が公益的事業ではなく、収益事業のウェイトが高いような場合、またはそもそも主たる事業が他の営利法人と変わらないような場合には、他の法人組織形態に「組織変更」すべき、という議論であった。

本来の根拠法の民法には、財団法人や社団法人から他の法人形態に組織変更する定めはなく、仮に解散・別法人化の場合の法人税制上の取り扱いも不明解であり、例えば株式会社組織変更した公益法人などの例をほとんど聞いたことはない。

さらに、この議論を複雑化したのがNPO制定の議論であったことが今でも尾を引いている。

3, 公益法人とNPO

民法34条法人すなわち財団法人や社団法人の設立は、きわめて容易ではない。国や自治体あるいは政治家らがイニシアティブをもって設立準備をする場合は、そうではないかもしれないが、一般には設立時に相当規模の財産が必要であることなどを含めて、設立許可が下りるまでは相当の手間暇を要するものとして知られている。

阪神淡路大震災の時に活躍した数多くの市民団体やボランティア団体らを含む非営利団体に法人格を与えようという議論が結実して、平成10年に成立施行された法律が、現NPO法である。

この過程では、3つの主要な論点があった。第一は、当初から非営利法人法と称されていたとおり、我が国で初めて非営利法人法という法律制度が生まれることを意味していたのであるが、民法34条の公益法人の設立の困難さを排除して、非営利法人の設立の容易さを設置することであった。いわば「準則主義」と呼ばれるとおり、法に定められた要件すなわち、一定の内容、形式が整っていればその設立を認めることを原則とすることを目指す議論が展開された。結果は、各都道府県の所管部署でNPO認証のためのチェックを行い設立を認めるという認証主義手続きが採用されたが、その実態は設立認証を受け付ける自治体部署の人数の少なさと設立要望件数とがバランスを欠いており、設立申請書を書き上げてから最低3ヶ月以上は要するものと観ている。昨年末で、累計8,000強の法人数のNPOが誕生したものと推定しているが、行政には特定非営利活動推進法の趣旨からしてもっと迅速な対応を望みたい。認証手続きの形式と実態について、「準則主義」に近づける改善と努力が望まれる。

第二の論点が、法人税制上の取扱であったが、公益法人の「原則非課税、収益事業課税」という取扱がそのまま適用されている。「原則すべて非課税の適用を！」という非営利団体等の要望は聞き入れられなかったのである。NPO法施行後に税制優遇措置が設置されたものの、組織構成や事業収益内容などでの厳しい要件を突破できるNPO

法人はきわめて乏しく、税制優遇NPO法人は全体の0.1%程度にしか過ぎないものと推定される。同時に三番目の論点とも関連するが、原則非課税としつつ目に余るNPO法人を、官の力を借りずに、どうやったら炙り出し閉め出すことが出来るか、その創意工夫が必要かつ要請されるものと考えられる。

第三の論点は、例えば1996年、当時の日本共産党が提言している、民間メンバーを基礎とした「非営利法人委員会」を各都道府県に設置しNPO法人の活動や収支等の点検監督機構にしようという論点である。

このような機構の確立で、官の力を借りず、また官の介入を抑止し、NPO法人らが自主的に情報公開を促進し、不当な活動をしたり、事実上営利化してしまったNPO法人を指導是正等する機能の確立運用が望まれていた。この論点も議論が尽くされずに法律が成立したのである。

結局のところ、設立等が容易ではない公益法人法制度とは別に設置されたはずのNPO法もまた矛盾だらけであり、その矛盾が、長年にわたり実態的な矛盾を抱えていた公益法人制度の改革議論と結びつき、重なった議論となったものと思われる。平成10年に成立したNPO法では、議論の過程で民法34条の公益法人の組織変更規定を設けるかどうかの議論もあったが、それは果たされず、ついで成立する中間法人法でも最終的には取り上げられず、我が国の非営利法人法体系は中途半端なものとして世紀末を跨いで来たのである。

4, アメリカにおける非営利法人法制度

非営利団体やその法制度の歴史は欧米の方が古く、それなりに理論的と見えるが、後記の政府与党の議論はアメリカの制度の摘み食いの論点整理に映る。ここでアメリカの非営利法人法制度を少し観ておこう。

アメリカでは、連邦法の中に非営利法人法は存在していない。米国全体の統一的非営利法人法はないので、各州がそれぞれ非営利法人の制度を置

いている。

多くの州では一般の法人法典の中で規定しているが、非営利法人法の法体系を明確に設置しているのがニューヨーク州とカリフォルニア州である。

カリフォルニア州で観ると、非営利法人として設置されている法人種類は4類型であるが、そのうちの代表例が、非営利公益法人(Nonprofit Public Benefit Corporations)と、非営利共益法人(Nonprofit Mutual Benefit Corporations)である。

「公益」と「共益」の違いであるが、具体的には公益目的の方は慈善、学校、医療などのいわゆるNPOが中心である。当然に配当や財産分配は認められず、収支報告等の提出義務などの司法当局による監督制度も設置されている。

共益法人の方は、当該法人の構成員の利益や福祉を図ることを目的としており、共済組合や各種クラブなどが代表とされる。いわば我が国の中間法人制度に近いかもしれない。カリフォルニアの共益法人では、解散時のみ財産分配が認められている。インターネットで観るとカリフォルニアだけで非営利公益法人が6万法人強、非営利共益法人が4万法人強であるとの情報である。我が国とは桁が違う。文化の差である、と一言で片づけるのは困難である。

この公益、共益の区別の議論は、この間の政府与党のリードする公益法人制度改革議論と新非営利法人法の議論の中でも取り上げられている。

また非営利公益法人を中心に、寄付に対する免税措置、寄付者の側の税制措置が設置されているが、強い公益性ほど優遇措置が高くなる制度であり、その点検や監督業務も重要な社会的タスクとなっている。

5, 民法34条廃止と原則課税

政府与党はこの間、一定の議論検討の過程で公益法人改革等に関連して次のような文書等を公表している。

2001/04	行政委託型公益法人等改革の視点と課題
2001/04	国所管の公益法人に対する総点検の結果
2001/07	行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針等
2001/09	行政委託型公益法人改革の実施計画各府省案
2001/11	行政委託型公益法人改革の実施計画各府省案(補助金等関係)に対する事務局コメント
2001/12	行政委託型公益法人改革の実施計画各府省案(補助金等関係)中間とりまとめについて
2002/03	公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画
2002/03	<u>公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて</u>
2002/04	<u>公益法人制度の抜本的改革の視点と課題について</u>
2002/08	<u>公益法人制度の抜本的改革に向けて(論点整理)</u>
2002/09	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において独立行政法人による実施の是非等について引き続き検討することとされた事務・事業の検討結果について
2003/06	<u>公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針</u>

このうち下線を引いた部分が、主として公益法人制度改革関係一般論であるが、最後の部分が、昨年6月に閣議決定された基本方針である。2002/03閣議決定による「抜本的改革に向けた取組み」で明らかにされた、公益法人制度の民法34条廃止、NPO法、中間法人法の統合、収益事業のみ課税から原則課税へ大転換、などという提起が、公益法人団体やNPO団体、そして野党与党を含む議論百出の結果、当該閣議決定の表現は、次のような玉虫色的表現となった。要点のみ掲げる。

2003／06閣議決定の基本方針骨子

①改革目的と検討の方向

民間非営利活動は21世紀の日本社会できわめて重要、我が国の社会経済システムにしっかり位置付け、その活動促進の方策を講ずることが必要。民法34条公益法人は主務官庁許可主義であり、制定以来100余年で時代の変化に対応できない。特に公益性の判断基準が不明確で整理が必要。

②新非営利法人

公益性の有無に関わらず、一般的非営利法人制度を創設し、準則主義制度とし、ガバナンスの在りようも検討する。NPO法、中間法人法との関係を整理する。公益性を有する場合の優遇措置の在り方を引き続き検討し、公益性の判断基準、独立した判断主体の在り方、ガバナンス、残余財産分配の在り方、情報開示等を検討する。

③新非営利法人の税制

引き続き検討。

④移行等

公益法人の新非営利法人への移行は円滑な措置を検討する。財団は制度的課題を含め検討する。

⑤スケジュール

平成16年度末までに具体化し、平成17年度末までに法制上の措置を講ずる。

小泉政権のこの間の手法通り、明解に語らず、スケジュールを示すのみである。この新非営利法人では民法34条は廃止ということであり、NPO、中間法人まで吸収統合するのかどうかははっきりしていない。準則主義は謳っているが、公益性の判断主体等は如何なるものか、さっぱり不明であり、税制にしても原則課税という表現は消えてい

るものの、これまたはっきりしない。平成17年度末までの法制化のみが明解という始末である。すでに税理士等の業界では、平成18年度から営業範囲が増加するとの情報が流れている。

この閣議決定の直後のマスコミの論調は、次の通りであった。

「政府の今回の回答はこんな内容だ。登記だけで作れる非営利法人制度を新設し、公益活動を行う法人には一定の優遇措置を認める。公益法人は新法人に移し替えて行くがNPO法人や中間法人の扱いは改めて考える。税制は、法人には一般的に納税義務があることを踏まえ、今後検討するとし、先送りした。(2003／06／29朝日新聞社説)

「今回の基本方針では2階建ての制度を創設するとしている。1階は届け出だけで法人格を取得できる一般の非営利法人向けの制度で、原則課税になる見通しだ。2階は公益性が認められる非営利法人の制度で原則非課税になるとみられる。・・・官が民の上にそびえ立つ時代に設立された公益法人制度と1980年代以降の世界的な市民意識の高まりの中で育ってきたNPOとはその出自も思想も行動も異なる。共通するのは非営利法人と言う点だけとも言える。公益法人は主務官庁が公開基準もなく公益性を判断し、設立を許可する。他方、本来のNPOは行政のサービスがゆき届かない分野や行政には発想できない分野で市民が自発的に活動を始めてしまう。もちろん怪しげなNPOもあるが期待されているのはNPOの横に繋がる感覚だ。とするなら、公益法人の抜本改革にNPOを含めるべきではない。公益法人制度が抜本改革されてNPOにも便利になれば、NPOは自然に使い始める。選択はNPOの自発性に任せるべきだ。(2003／06／29毎日新聞社説)

6，提言

提言というよりも全くの私見であるが、政府与党の公益法人制度改革議論の論点について、幾つかの意見を述べる。

(1) 法制度

これについては、ほとんど議論は割れないと思

うが、現行民法34条は廃止の上、準則主義で設立できる新たな非営利法人法を整備することが必要と思う。ただし十分な議論と検討の期間を設置することが要請されるし、当然に既存の公益法人については、その移行の経過期間を相当期間配置することが求められる。

（２）公益と共益の判断機構

民間営利事業ではない公益的事業、共益的事業いずれも新非営利法人の中で措置するものとし、各都道府県に「非営利法人審査機構」を設置し、公益性、共益性の適法性や、適正性の判断審査を実施させることが要望される。官の力や介入を抑止するために、その機構のメンバーは非営利法人や団体、市民、弁護士、会計士らで基本的構成を設定すべきものとする。同時にこれらの基準は新法の成立、運用の過程でじっくりとその醸成を見極めていくことが求められる。

またこの審査機構は、官僚の非営利法人役員等への就任のチェック等を果たすものとしても期待することが重要である。

さらに、すべての非営利法人は当該審査機構に事業報告書（職員数または事業収益の一定規模以上の非営利法人の財務諸表には会計士の監査証明を付して）の提出を義務付けること、インターネット等での情報公開を促進する措置も必要である。

（３）NPO等

非営利の法人制度が複数存在することは合理的ではなく、新非営利法人法の中で既存のNPOや中間法人法を位置づけていくことが要請される。もちろんこれについても十分な経過期間と措置を講ずることが必要である。

さらに法人格なき団体の取扱についても整備を図ることが必要である。法人格なき団体を法制度上認めるのか認めないのか、検討議論が望まれる。

（４）税制

営利を目的とはしていない法人に営利事業組織と同様の法人税等を課すること自身が問題であり、原則課税という議論は認められない。法人だから納税義務があるというのはきわめて乱暴な議論である。既に消費税や事業所税、固定資産税等々も課税されており、原則非課税ということが大原則である。

したがって現行の収益事業課税の制度を整備し、なおかつ規模に応じて外形課税か所得課税の選択等を認める措置が必要である。収益事業だからといって、きわめて小規模の組織に区分経理と所得算定を実施せしめることは合理的ではない。

対価性ある事業には課税という議論は、きわめて危険である。会費や組合費なども対価性ある事業と言われかねない。この議論は消費税の議論と同様の議論であり、社会的な存在意義や経済的合理性等に外れる議論と言える。新非営利法人制度では原則非課税、特定の場合のみ課税という制度が必要かつ合理的な措置と考える。

また非営利法人に対する寄附金の優遇税制をもっと拡大整備することが必要であり、そのことが我が国における民間営利ではない組織や事業の発展が保証されるものと思われる。

以上、雑駁に議論してみたが、浅く不十分な議論展開と認識している。本来は総研で研究調査し、意見を発信するぐらいの活動が必要であることを痛感している。ご批判等お寄せいただきたい。

（さかね としゆき、協働公認会計士共同事務所、研究所副理事長）

【事務局ニュース】 1・第3回公開研究会のご案内

日 時：2004年3月24日（水） 18時～（予定）
場 所：平和と労働センター・全労連会館3階会議室（東京・御茶ノ水）
報告者：サエディマン氏（山形大学客員研究員・日本語による報告）

テーマ：「インドネシアの非営利・協同運動と社会福祉制度（仮題）」

- （1）非営利協同組織の類型
- （2）各組織の特徴と概要
- （3）協同組合の歴史的推移
- （4）98年経済危機以降の非営利協同組織の変化
- （5）経済危機と社会福祉制度
- （6）現在の社会福祉制度概況
- （7）非営利協同組織と社会福祉制度の課題と展望

第1・第2回に引き続き、海外医療政策状況を扱います。
ご出席希望の方は、事務局まで電子メール、あるいは下記事項に記入して
FAXにてお申し込みください。

【FAX送付書】 第3回公開研究会参加申込

研究所のFAX番号：03（5770）5046

申込日 2004年 月 日

お名前	
御所属など	
ご連絡先住所	〒
電話番号	()
FAX 番号	()
E-Mail	@
その他、次回以降への要望等がありましたらお書きください。	

社会的企業体の連帯で保健・福祉・医療の複合体を

大嶋 茂男

多国籍企業・金融資本が支配する現代において、その対抗勢力としての社会的企業体、協同組合運動、非営利・協同に対する期待は大変なものである。問題なのは、社会的企業体、協同組合、非営利・協同陣営が結集してその対抗勢力となりうるのかどうかである。

1. 「4つの不安」と明白な持続不可能性、そして新たな日本

多国籍企業・金融資本の支配が強まるなかで、かくも自然を収奪し、大量生産・大量消費の後に、大量の廃棄物を出し続ける社会は、エコロジ的に持続不可能であることは明らかだ。つまりアメリカモデルの経済社会は、持続不可能なことは明白になったということである。これを持続可能な社会に変革すること、これが、多国籍企業・金融資本とわれわれの第1の対決点である。

第2の対決点は、どこまで落ちるか分からない次に述べる4つの不安を許すか許さないかの対決点である。

とりわけ、失業・リストラ・格差拡大への不安は大きい。その結果、70年代の日本では、9割以上の人々が自らを「中流だ」と答えていたが、いまやほとんどの人が以下4つの不安を口にする状態にまで、日本社会は悪化の一途を辿っている。

世界の巨大多国籍企業200社は、世界中の売り上げの28%を支配している。その200社が抱えて

いる労働者の数は約1880万人で、全世界の労働者の0.3%でしかない。売り上げ比率の100分の1しか雇用比率を持たない大企業が世界経済を支配し、さらにリストラ、首切り、下請け化とそこでの劣悪な労働条件の強制を続けている。そのようにしなければ競争の勝者になれないという社会は、社会的に持続不可能である。^{注1)}

【4つの不安】

第1に、生活の基盤の不安である。日本は、食料・農業とエネルギーという基礎的ニーズの基盤があまりにも弱すぎる。これが生活の不安の根底にある。

第2に、リストラと失業の不安である。仕事が長期にわたって保障されずに、消費税と社会保障費用を負担させられる社会はもはや社会的に持続可能な社会ではない。

第3に、福祉と老後の不安である。日本の福祉は貧弱すぎるし、教育に金が掛かりすぎるし、年金など老後の不安が大きすぎる。

第4に、社会の安全の不安である。最近の凶悪犯罪の増加ぶりは、日本社会に安全が失われつつあることを示している。加えて、イラクへの派兵で戦争とテロの不安も加わった。

【1つの不満】

その不安を打開する明白な道筋を提示する勢力が、政治勢力として強力な第三極を構成し、中間勢力との連合の力で民主的な政権を実現し、その

政策、とりわけ経済的な発展の道筋を現実のものとして見せていないことである。それが1つの大きな不満である。

【結論的に：日本の進路】

結論的にいって、これからの日本は、経済的・政治的自立を目指して新しい基幹産業を創り出さなければならない。その内容は、働く場と人権を保障するために人間の能力を向上し、生産性の向上をはかることのできる福祉国家、持続可能な社会づくりを重視し食料・エネルギーの自給力を強める国家、環境問題などでの知識・技術立国、多様な価値観をもつ世界の人と交流する観光立国・サービス大国、諸要素を統合した姿である。

そうした国づくりをめざすならば、憲法9条を堅持し、国連重視のもとですべての国・民族と友好関係を保つ平和文化国家の道を選ばなければならない。イラクに派兵し、憲法9条を改正し、日米同盟を重視する道は日本が世界的に孤立する道である。どの国とも軍事条約を結ばず、「他国で殺さない殺されない」国にならなければならない。

2. 協同組合の第2の興隆期への期待

多国籍企業・金融資本に代わって、新しい日本を担う主体はだれなのか。それは社会的ニーズの実現を使命とする社会的企業体、協同組合、非営利・協同であろう。

ヨーロッパで19世紀後半から20世紀にかけて協同組合の発展期があり、いま、多国籍企業・金融資本が支配するグローバリゼーションに対抗して、人びとに仕事を提供し貧困問題を解決する経済組織として社会的企業体、協同組合、非営利・協同というものが国際的に再認識され、とりわけ「第2の協同組合発展期」といった認識も出始める事態となっている。

例えばILO（国際労働機関）は、2002年6月、労働者側、使用者側、政府の三者が全会一致で、『協同組合促進に関する勧告』を採択している。ILOの場で労・資・政府がこうした形で、全会一致で決議するということは珍しいことであり、協同組合の強化がいかに必要視されているかを物

語るものであろう。

2003年9月オスロで開催されたICA（国際協同組合同盟）大会において、バルベリーニ会長は「グローバリゼーション進展にともなって生起している貧困、飢餓、社会的排除、人権と自由の侵害、環境破壊、戦争といった世界的諸問題に対し、協同組合がいかに立ち向かうか」を強調した。

同じく、ILOのソマビア事務総長は「ディーセント・ワーク（人間としての尊厳ある労働）のために役立つ協同組合」を強調した。

国連のアナン事務総長はメッセージで「協同組合は、平等、連帯、自助という価値観を基盤にして人々を中心に置く組織である。こういう組織の特徴を生かして、協同組合は起業の拡大を生み出し、社会の安定と社会の団結をつくりだす重要な要素である」と述べた。

ローマ法王はメッセージで、「協同組合が大切にする『連帯、支援、参加』は、人間社会の発展と事業の成長にとって欠かせない倫理的価値である。みなさんがこの価値をもっていることに再度注目し、世界の貧困と立ち向かう必要性についてしっかりと話し合ってほしい。グローバル化が進む世界で協同組合組織を強化・促進して、人間の尊厳や個人の創造性を尊重する『団結し連帯する』という考え方を世界中に広げてほしい」と述べた。

これらの決議や発言をみると、協同組合がいかに期待される存在になっているかに気づくであろう。

翻って、日本の協同組合は、こうした期待をかけられる存在になっているであろうか。

なっていないとすれば、何が問題なのか。

私は、結論的に、①日本の協同組合陣営が、自ら協同組合の第7原則を実行し、地域社会の持続可能な発展のために役立つ政策と計画を持つ点で弱点があること、②それが原因してNPOなど他の協同組合的なものおよび地方自治体と共同活動する場があまりにも少ないこと、そして、③すべてのNPO、協同組合的な組織、社会的企業体、非営利・協同とのネットワークが出来ていないこと、④協同組合連合会や研究機関が、地域における新たな主体者を補完する力量に欠けていること、の4点にその原因を求めたいと考える。

3. 日本における協同組合組織論の不幸

日本における協同組合運動の最大の弱点は、生協を除くと多くの協同組合が協同組合としての自立性が欠け、政府の補助的な機関としての役割を担わされてきた点にあり、その結果として、地域住民・組合員の共通のニーズや社会的役割の実現に鈍感だという弱さにもつながったのである。また、それがゆえに社会的企業体・協同組合の地域的な大同連携を促進し、組合員自身の活動を発展させる点で弱さを抱えることになったのである。

また、本来の意味で協同組合と同様の活動をしているNPOや社会的企業体、非営利・協同との連携や、協同労働の協同組合法がないがゆえに、実体としては協同組合として存在していても、社会的には協同組合と扱われない労働者協同組合運動との連携が弱くなっているのである。

1995年9月にICA（国際協同組合同盟）が決めた『協同組合とは何かの宣言』によれば、協同組合の定義とは、次の3つの要素を持つものだとされている。

「協同組合は、①共同で所有され、民主的に運営される企業体を通じて、②共通の経済的・社会的ならびに文化的な必要と要望に応えるために、③自発的に結びついた人びとの自治的な結合体である」

ここで強調されている「共通の必要と要望」とは、まず私的利潤の追求ということではなくという意味を含意し、さらに通常は、地域社会として共通のという意味で使われるが、ときに、課題ごとに共通のという意味合いでも使われる。つまり、協同組合は、各個人のニーズのなかでも可能な限り、地域社会共通のニーズか、課題ごとに共通のニーズを実現する場であり、そのニーズを実現するために自発的に結びついた自治的な結合体であり、結合するという意味は、ひとり運動体としてだけ存在するのではなく、事業を行う企業体として結合するものである、という定義になっている。

協同組合が共通のニーズを実現するために、国や地方自治体に対してニーズの実現を可能にする制度・政策を求めて運動をすることは当然であるが、そればかりではなく、日常的に自らの事業を

通じてそのニーズを実現しようとする点が、他の運動団体とは異なる点となっている。

次に協同組合が大切にしている価値観であるが、その部分も、以下の3つの内容によって構成されている。

「協同組合は、①自助、自己責任、民主主義、平等、公正および連帯という価値観に基礎を置く。②協同組合の組合員は創立者からの伝統を引きつぎ、③誠実、公開、社会的責任、他者への思いやりという倫理的な価値観を信条とする」

さらに、協同組合原則を要約して述べれば以下のようにになっている。

「第1原則：自発的で開かれた組合員組織

第2原則：組合員による民主的運営

第3原則：組合員参加による経済活動

第4原則：自治と自立

第5原則：教育、訓練、および情報提供

第6原則：協同組合間の共同

第7原則：地域共同体への参画

——協同組合は、組合員によって承認された政策にそって、地域共同体の持続可能な発展のために活動する」

以上で明らかように、協同組合とは何かとは、鮮明な内容が定められているのである。

ということは、以上の内容を持つものは協同組合と呼ばれるし、その内容を持たないものは協同組合とは言えない、というのが、もっとも基本的な点であり、それを判断するのも、協同組合運動自身であるというのが基本であろう。

ところが日本の場合、生協は厚生労働省の決めた法律で、農協は農林水産省の法律で、中小企業協同組合は経済産業省の法律で認可されているために、各省庁のタテ支配の道具になっており、協同組合の定義・価値観・原則から逸脱してしようが、支配の道具の役割を果たしている限りは、協同組合として認められるという歪んだ事態が生まれているのである。さらに、本来自発的な結合体であるはずの協同組合が、多様な協同組合を自発的に設立することができないでいる、お互いに自発的に横に連携するということさえ満足に出来ないでいる、外国には多く存在する各種の協同組合の中央会さえないという状況に追い込まれている

のである。

この行政依存の体質を改めて、協同組合としての「自治と自立」の原則に立脚して、オール協同組合の発展をめざす中央会をすみやかに組織すること、それができるかどうか、協同組合運動全体が自立したのかどうかの証となるであろう。そして、その第一番の仕事して、いま仕事づくりのためにもっとも求められている「協同労働の協同組合」を認める法律を制定させることが必要であろう。

4. 「協同組合」的なものの連帯と協同と公共の連携

これからの社会変革は、地域力・住民力を生かせるかどうかにかかってくる。そのためには、市民が中心となって生活・運動主体を形成し、先進的な人々が中心となって経営・経済主体を構成し、両者が連帯して政策・政治主体を構成し、民主的な地方自治体をつくり、政策・政治を革新していくことが必要となる。そして、市民のくらしを守る中心的な力は「協同と公共の連携」であることを具体的に示さなければならない。

すべての協同組合はその自発的な結合体という性格から、出発当初は、非営利のアソシエーション（協同体）として出発している。

アソシエーションに法人格を取得させ、福祉などの分野で企業体としての役割を果たすことを可能にしたのがNPO法である。

すべての協同組合は、その歴史をひも解けば、出発当初より相当な期間は、現在のNPOよりもボランティア的であり、アソシエーション的であり、より非営利・協同、NPO的な活動をしていることは明らかであろう。

ところが、日本のNPO法が、本来のNPOや協同組合のあり方から出発するのではなく、NPOと協同組合を分断支配する意図をもって、ヨーロッパの社会的経済の法制度に倣うのではなく、NPOと協同組合を分断しているアメリカの税法に則った法律を制定したがために、NPOと協同組合を別のものと規定した。その結果、両者は別のものという認識が広がってしまっている。先に掲げた協同組合原則を見れば明らかなように、協同

組合はNPOと比べてもより社会的役割を果たす存在として規定されているし、NPOが事業的に発展を遂げれば、協同組合が発展し、変質を遂げるをえなかった歴史から多くのことを学ぶはずである。

その意味では、市民の側からアソシエーション（協同体）とNPOと協同組合をあたかも別の組織であるかのごとくに取扱うことの愚かさは明らかだ。

同様に、社会的企業体が有限会社とか株式会社の形態をとっているがゆえに、アソシエーション、NPO、協同組合とは違うという論調も根拠がまったくない。日本の場合、NPOといってもヤクザがつくったものもあるし、NPOという名目で、多重債務者を食物にしている反社会的な団体もある。これに対して、ヨーロッパの場合には、①コミュニティへの貢献という明確な目的を持ち、②利益配分を制限し、③それがゆえに市民の自発的な参加がある企業体を社会的企業体として総括し、株式会社や有限会社形態を問わずにそれを協同組合などとひと括りにして政策の対象にするという考え方が貫徹しているのである。

要するに、名前や根拠法に則っているかどうかで判断するのではなく、社会的に果たしている役割で、企業の性格を自主的に判断し、それらの社会的企業体が地域社会の持続可能な発展のために大きく連携することが重要なのである。

5. 保健・福祉・医療の複合体を協同組合的な組織の連帯でつくる

協同組合的な組織、社会的企業体、非営利・協同が総結集する場合は、なによりもまず保健・福祉・医療の分野であろう。ついで、食料、環境、まちづくりの分野でも、目的意識的に追求すればこうした動きが急速に広がる条件がある。保健・福祉・医療の分野で、きびしい競争条件のもとで経済的にも自立しながら発展できる唯一の道は、保健・福祉・医療の民主的な複合体を形成することだといわれている。その意志と能力をわたしたちが持つことができるのか、そうでなく営利主義の集団が複合体をつくり、われわれが遅れをとるの

かどうかは、この分野の重要性を考えると、日本社会の民主的な変革が可能なのか、しばらくはあきらめなければいけないのかに係る重大問題だとわたくしは考えている。

これからの福祉・医療の分野では、保健・福祉・医療の複合体を構築している集団だけが生き残るとされている。すでに全国に、新潟県長岡市の「医療と福祉の里」や京都の大原病院グループなど250から300の複合体が結成されたと言われ、ニチイ学館やコムスンなど福祉の大手も、残りの医療機関の大手も一様に複合体づくりに全力をあげている。

マーケティング会社が行っている「コンシューマー・サティスファクション（顧客満足）調査」（CS調査）というのがあるが、そのCS調査では、医療生協や民医連の病院あるいは評判のよい昔からある福祉施設などを対象に設定して、その弱点を把握しつつ弱点を克服する対策を重視し、それらよりもよい点数をとることを至上命題にしているという。そして、結果は、複合体の方が点数において上回っているケースが多いという。

その理由は、複合体の場合、生活保護世帯などを顧客対象から外し、比較的裕福な層に顧客を絞り、お金はもらうがもらった分以上にサービスをして顧客満足が得られるようなマニュアルをつくり、教育も徹底しているからである。

これに対して、NPOや協同組合の場合、善意や優しさはあるが、競争相手をにらんだ宣伝をして、教育を行うなどの対策をなんら行っていないケースがほとんどなのである。また、すべての人に平等に接することを基本とするがゆえに、低所得層の利用者比率が高まり、利用収入が少なくなり、それに比例してサービスのレベルも落ちていくという傾向に陥りやすくなる。

これが長期間続くと、悪い評価が定着して、NPOや協同組合陣営の経営が悪化することは避けられないと言わなければならない。

そうしたことにならないためには、複合体が行っていることをまず知って、それと同程度のことが私たちでも可能になるように、以下の対応策をとることが必要となる。

第1に必要なことは、わたしたちが実現したいと考える地域福祉計画を広範な住民参加のもとで

作成することである。そのためには、地方自治体における地域保健・福祉計画づくりに積極的に参加し、そのなかで影響力のある役割を果たすことも必要である。地方自治体がこちら側にその役割を認めない場合には、外側から対案をつくって影響力を広めることとなる。その計画を実現するためには、保健、福祉、医療で地域密着、地域社会の利益を考えている勢力が、地域的なネットワークを形成することが不可欠の条件となってくる。その力で地方自治体に対する制度要求運動をすることと、保健活動を共同で行うことが実践的な活動となる。

第2に、そうした社会的な役割を認めた市民が、ボランティアとして参加する条件を強めることである。秋田県鷹巣町などの経験を踏えて考えると、100世帯に1名の割合でボランティア参加者が生まれてくるとその地域社会は変わると言われている。

第3に、そのネットワーク間で、事業を協同化する相互の協力共同の協定書を結ぶことである。その重要な一環として、民主的な経営管理をしているがゆえに、職員が能力向上し成長するための教育カリキュラムを、ネットワークとしての共同の持つことが不可欠となる。

第4に、以上の活動を行うとした場合に、兼務でよいから、地域ネットワーク全体のマネジメントをする市民企業家をきちんと配置して、ネットワークとしての経営発展計画を持ち、実践することが必要となる。

わたくしは、こうした必要性を強調する全国的な研修会を何回となく実施してきたが、自分の地域で、競合相手となる複合体の力が現実のものとして見えていない地域においては、「そこまでは必要はない、今は自分の組織の力をつけることが先だ」という反応が大部分であって、複合体づくりを実践的な課題としているグループはほんの一握りでしかない、というのが現実である。

将来を見通したときに、周囲に競合相手の複合体が結成され、それが強い競争相手として現われた時点でこちらも対策を採るというのでは遅いのである。それを見通して、今から対策を採ることが必要である。

日本福祉大学の野村秀和教授、二木立教授たち

が行っている「保健・福祉・医療の複合体に関する研究」は、日本での最先端に行くものである。そうした研究者も、協同組合等がつくるネットワークによる複合体づくりに協力することを表明している以上、障害は少ないので、その実現を望みたい。先に述べた協同組合陣営とNPOなどのネットワークづくりは、この分野でこそ先進的に出来るのではなかろうか。

その際に、協同組合陣営が持つ1つの弱点について述べておきたい。それは協同組合が組合員組織であるという点に関わっていることである。協同組合は組合員組織であるがゆえに、協同組合の役職員のなかにある牢固とした価値観として、「自分たちは、組合員のニーズを把握して、その実現に努めるが、地域社会全体のニーズの実現という課題は、地方自治体の仕事であって、自分たちの仕事ではない」というものである。この考え方があるがゆえに、競合相手の経営戦略に対しても鈍感であり、こちらからCS調査をやるなどという発想は浮かんでこないし、地方自治体の「保健・福祉・医療計画」に提言をするなどの行動においても目立つ活動が少ないという弱点がでてくる。

本質論として、協同組合陣営が力を発揮するのは、地方自治体の計画を共同で実現するときであり、協同と公共の連携が深く強くなったときに、協同組合陣営の社会的役割発揮の度合いが強まる、ということのを改めて強調しておきたい。

6. 「柔軟な専門化とその共同連合」こそ21世紀の経済システム

わたしたちが、多国籍企業・金融資本中心の経済社会を批判しながら、そこから転換する具体的な展望を示せないとしたら、わたしたちは、夢を語っている夢想家に過ぎず、現実の場では、社会への変革のために戦おうと考えている人たちに失望を与える役割を果たすことになってしまう。

失望でなく希望を与える考え方とその実証的な研究が現れた。マイケル・J・ピオリとチャールス・F・セーブルが書いた『第二の産業分水嶺』（ちくま書房、1993年）である。この大部の本のなかで、かれらが明らかにしていることは多くあ

るが、わたしが会得した真髄は、次の3点である。

第1に、社会的に合意された基本計画をつくることの重要性である。その計画にむかって、多くの団体が柔軟に専門化し、必要に応じて共同連合していくというのが基本的な経営戦略となってくる。

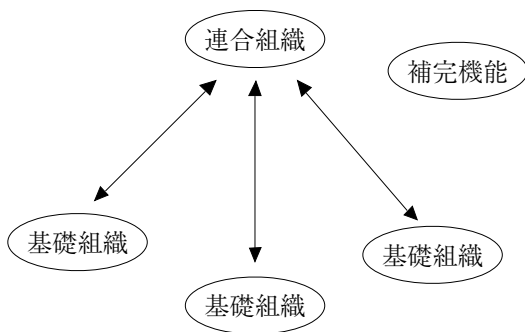
第2に、どのような先端的な産業であろうとも、従来型の伝統的な産業であろうとも、産業の生産サービスの基礎的な単位は、10人から30人程度の小集団である。その小集団が多様に連携して、その集団を超える規模の大きな仕事を成功させている事例は枚挙にいとまがない。ここでは働く人（時に労働組合）が主人公となる。

第3に、柔軟な専門家集団と基本計画と結びつけ、ときにコーチの役割を果たしコーディネートする専門家も必要となる。連合会は、その専門家集団を抱えて重要な役割を果たすことが必要である。同様の役割を大学・専門機関も果たすことが期待される。

つまり、多国籍企業・金融資本が資本力と技術力、ブランド力によって現在果たしている役割を、今度は、計画力と人材の育成力、コーディネート力で果そうというわけである。

問題なのは、協同組合や社会的企業体の側が、自らをそういう可能性を持つものとして位置付けないで、柔軟に専門化している社会的企業体が多様に連携して共同連合していく経営理論を發展させていないことにある。あるいは、それを担う基礎組織のマネジャーと、連合会において方向付けをし成功するまでコーディネーターとして水先案内人を務めることのできる人材を現実に養成していないことである。

こうした人材を養成するには、そのための専門コースを通信教育でつくること、そのなかから可能性の高い人材を集中講義に出席させて、本格的にマネジャーとコーディネーター（いわゆるMBA）を育成しなければならない。



7. 連合会と研究機関の役割の変革

地域が、以上のような機能を持つことになったとき、協同組合や民主陣営の連合会や研究機関が果たすもっとも重要な役割は、そうした地域組織が順調に発展するために必要な、制度要求などの運動面と地域複合体を経営面で実践的に補完する機能を持つことである。

全中、全農は、今回の農業事業改革で、主体は（地域）営農集団と作物別部会、課題別活動部会であり、全国連は、それを補完する機能に徹するという方針を定めた。日本生協連も、多国籍企業と金融資本が支配するグローバルな競争条件のもとで、地域組合員組織と課題別活動組織を組み合わせた組織方針と連合会の補完機能を抜本的に強める機構・機能改革に取り組み始めている。民医連などの連合会も、従来のように運動面重視の体質に加えて、地域の「保健・福祉・医療のネットワーク」を補完し、事業的な成功に導く実践的なコーディネート機能を果たすことが求められる。そして、社会的企業体と協同組合を包括するイタリ

アのレガ的な中央会をつくることである。

8. 共同の情報ネットワークと専門家の育成を

以上の筋書きと提案は、ただ提案に終ってよいものではないと考えている。私自身が可能な方法でその実現のために出ることから始めなければならない課題でもある。

そこで、友人達と実践に入っている2つのことをご紹介します。

1つはNPOポータルサイト「seimeichiiki.co.jp」の開設である。このポータルサイトを通じて、保健・福祉・医療などの課題別に専門運動団体が協議会をつくって、食料、環境、福祉、まちづくりに関する各地の優れた取組みが紹介する情報システムを、2月4日よりテスト稼働、4月1日より本格稼働させたいと考えている。

もう1つは、同じく専門団体が共同で開設する社会的企業家の育成手法の開設である。これに関する詳細は、ポータルサイトで公表する。みなさまの積極的な参加をお願いしたい。併せて、以上の趣旨を詳しく解説した私の著書『持続可能な“社会的経済”への革新』（生活ジャーナル社、2,000円、A5版300ページ）を4月1日に刊行する。普及をお願いしたい（連絡先：FAX03-3479-3568, メール：aam77370@nyc.odn.ne.jp）。

注1) デビット・コーテン「グローバル資本主義が人類を貧困化させる」（『世界』1998年8月号、54ページ）

（おおしま しげお、永続経済研究所 共同代表）

長野モデルにおける コモンズについて

石塚 秀雄

1. はじめに

信州長野県はどのような地域モデルの形成できるものであろうか。それはなによりも地方あるいは地域発展・開発の地域モデルであるべきであることは誰も認めるところであろう。独自のモデルになるためには、第一に、長野における地方政府、地方自治はどのような形となるのか、第二に、公権力と市場との関係あるいは公的セクターの責任と民間セクターとの関係はどうあるべきなのか、第三に、実現されるべき住民参加とはなにか、がまず問われるであろう。

田中康夫知事の誕生以来、長野県は全国的にも独自のビジョンを提出している。脱ダム宣言が象徴するように、旧来型の土建的公共事業システム廃止の問題提起は、いまや全国的にも旧来型の地域経済開発手法の非有効性が是認されつつあり、その先駆性が評価される。しかし、いわゆる長野モデルの基本ビジョンはどのようなものか。それについてまず中間答申として長野県総合計画審議会専門委員会(座長、東京大学名誉教授宇沢弘文)が提出した「未来への提言(案)～コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス～」(2003.12.2)を手掛かりに見ていきたい。なお、この小論は、この提言(案)の持つ新しい積極的意義を肯定的に評価するものであり、なおかつより発展的な議論の展開のために、いくつかの問題点を指摘するというスタンスである。

同専門委員会の委員には、他に次のようなメンバーである。五十嵐敬喜(法政大学教授・弁護士)、加藤秀樹(構想日本代表)、川勝平太(国際日本文化研究センター教授)、神野直彦(東京大学教授)、野田正彰(京都大学教授)。いずれの委員も著作をたくさん持つが、五十嵐氏の著作には『市民版行政改革―日本型システムを変える―』(岩波新書)など、宇沢氏には『社会的共通資本』(岩波新書)、川勝氏には『富国有徳論』(中央公論文

庫)、神野氏には『人間回復の経済学』(岩波新書)、野田氏には『犯罪と精神医療』(岩波現代文庫)などがある。

2. 「未来への提言(案)」 の骨子

提言の骨子は次のように記されている。

- 二十世紀型工業社会は、美しい自然環境を損ない、私たちに真のゆたかさをもたらしていないという点において、明らかに行き詰まりを見せているが、これは、これまで私たちが社会的共通資本を適切に管理・運営してこなかったことに起因するものといえる。
- 二十一世紀型のゆたかな社会を創り上げていくためには、社会的共通資本とコモンズの考え方にもとづき、社会のあり方や私たちの意識を大きく変革していくことが求められる。
- このことは、地域に暮らす人々が主役となり、豊かな社会に必要な「大切なもの」を自分たちの手に取り戻し、守り育ていくこと、すなわち、「コモンズからはじまる、長野県ルネッサンス」により可能となるものである。
- このとき行政は「コモンズ」とも協働し、もしくは「コモンズ」からのルネッサンスを支援・補完し、制度的諸条件を整える役割を担う。

ここでいう「ゆたかな社会」とは「本来的な意味でのリベラリズム【自由主義】の理想が実現される社会」である。「ゆたかな社会とは、すべての人々が、その先天的、後天的資質と能力とを十分に生かし、それぞれのもっている夢とアスピレーション(熱意、抱負)が最大限に実現できるよ

うな仕事に携わり、その私的、社会的貢献に相応しい所得を得て、幸福で、安定的な家庭を営み、できるだけ多様な社会的接触をもち、文化的水準の高い一生を送ることができるような社会である」。そのための基本的諸条件として次のようなものを上げている。

1. 豊かな自然、2. 快適な生活・文化環境、3. 学校教育制度、4. 最高水準の医療サービス、5. 希少資源の効率的・公平の分配のための経済的、社会的制度。

リベラリズムはなによりも個人の全面的な発展可能性への信頼に根拠を置く思想であり、古典的にはJ. S. ミルやJ. ベンタムに見られるように個人の幸福の最大化を追求するものであり、それを疎外する国家の干渉を排除するというスタンスを取る。現在の主要思想である新自由主義は市場唯一主義とも言える極端化したものであるが、報告でいう「本来の意味でのリベラリズム」はアメリカの教育哲学者J. デューイと、経済学者S. ヴェブレンのそれを示すとされ、デューイは「学校制度の果たす社会的統合、人格的発達、平等主義」を、ヴェブレンについては「一人ひとりの人間的尊厳と魂の自立が守られ、市民の基本的権利が最大限に確保されるという視点に立って、経済制度に関する進化論的分析を展開する」ものと紹介されている。新自由主義との違いがどこにあるかと推測するならば、諸条件における「最も効率的かつ公平に配分されるような経済的、社会的制度の整備」に求められるのであろう。

こうした考えは、憲法第13条の個人の尊重および幸福追求権、また第25条の生存権および国の社会的使命「①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」に依拠した従来の公的社会保障の充実の主張とどのような関係にあるのか。第一に、国の公的責任や社会保障のナショナルミニマムの充実を強調するよりも、「自由主義」的により国家から遠ざかること、すなわち分権化という標語が強調されている。ナショナルミニマムについての地方分権推進会議（その背後にある国）の態度については、提言（案）の注で次のように捉えられている。「国

が広く国民全体に対して保障すべき必要最低限の生活水準。（ナショナルミニマム）の考え方や達成の仕組みが存在する限り、国の地方への関与は止まず、国と地方との明確な役割分担に基づいた地方の自主性、自立性は育ち得ない。今日の我が国にあっては【ナショナルミニマムはすでに達成されているという前提らしいが。論者注】このような考え方自体改め、その仕組みを廃止すべきであるとしている」。一方、提言（案）自体がナショナルミニマムをどのように捉えているかといえ、工業社会における欧米へのキャッチアップ手段としてのナショナルミニマムの効率的な達成が図られた、という史観においては同一であり、「それは教育や高齢者の福祉サービスなどでも同様であった。その結果、わたしたちは多くのものを手に入れると同時に、失った『大切なもの』も多かった。日本の地域社会は画一的で個性のないものとなった」と述べている。

ここには、悪しき自由主義から良き自由主義への転換というこの提言（案）の基本的な精神を見ることができる。また社会政策的には産業主義・経済主義的史観がベースになっており、日本では戦後経済発展のための「社会保障」政策や社会的基盤作りがなされたが、国民国家におけるその役割は終えたと見なされている。報告書では福祉国家の議論はなされておらず、もっぱら、中央政府による地方支配の図式が強調されている。ナショナルミニマムの意義の終焉宣言は、公共的利益（パブリック・インタレスト）の領域の普遍性と平等性の縮小化を意味する。また、貧困問題というテーマの欠落をも意味する。いったい、日本ではこれまで地域づくり（地域開発あるいは社会開発）議論においては、貧困問題は捨象される傾向が強い。この点については、ヨーロッパにおけるコミュニティ・デベロップメントの主要なテーマはなによりも貧困克服・雇用創出の問題である。近年我が国においても、急速な雇用不安状況が出現しているが、まだそうした問題が明確なビジョンをもって地域社会づくりとリンクされてはいない。憲法に基づく最低賃金問題、最低限生活保障問題はすでに克服された問題であろうか？国家の果たすべき役割が強化されるべきであるとは言えても、決して国家がすでにそうした責任を十分に果たし

ているとは言えない。この点では、ミニマムの充実に放棄するわけにはいかず、報告書の楽天的さが散見される。そうした情緒的な楽天性が「コモンズ」を田園風に捉えてそこに依拠するという、新しい地域主義の考えを生み出している。

3. コモンズとはなにか

長野モデルのキーワードとして「コモンズ、Commons」という用語があげられている。コモンズとはなにか。提言（案）によれば、「コモンズとはもともと、ある特定の人々の集団あるいはコミュニティにとって、その生活上あるいは生存のために重要な役割を果たす希少資源そのものか、あるいはそのような希少資源を生み出すような特定の場所を限定して、その利用に関して特定のルールを決めるような制度」をさす。すなわち、特定の場所が確定され、対象となる資源が限定され、さらにそれを利用する人々の集団ないしはコミュニティが確定され、その利用に関する規制が特定されているような一つの制度を意味するのである。コモンズは、地域コミュニティを基盤にした社会的共通資本の管理のための社会制度とも位置づけられている。日本における伝統的なコモンズとしては「入会権制度」、「結い」「講」などがあげられ、また空海（弘法大師、774-835）がスリランカの灌漑技術を導入して行った灌漑事業もその一例としてあげられている。

長野県の広報によれば、コモンズで取り組む例として「・学校や地域が一体となって子供を育む取り組み（学校単位・地域単位など）・育児やお年寄りのお世話などの福祉サービス（NPO、ボランティアなど）・地域の街並みの景観や田園景観づくり（集落単位、地域単位など）・異業種の分野で知恵を出し合う新たな製品づくり（企業連携など）」が上げられている。また「コモンズでは、一人ひとりが自分の意志で参加し、臆せず心を開いて語り合うことから始まります。その積み重ねが人と人との“信頼の絆”となり、共通の認識（コモンセンス）が築かれ、解決や実現に向けた真の具体策へとつながります。そして一人ひとりが自律的に取り組んでいく…この循環がコモンズを育みます」とある。

このようなアプローチは、アングロサクソン系

のコミュニティ・デベロップメントにおけるコモンズ運動にその範を取っていると思われるが、その淵源は封建イングランドにおける共有地の所有および管理の問題である。コモンズという言葉は現在我が国でもこれまでのコレクティブ運動と並行して新しい市民運動あるいは社会運動の組織名称として使用されつつあり、その組織構造の定義が確定していないようである。

ある論者（井上真、伊藤貴子。<http://future.humeco.m.u.-tokyo.ac.jp/F-eco.htm>）は、コモンズは資源が構成員によって共同で利用・管理される共同所有制度であり、「自然資源の共同管理制度、および共同管理の対象である資源そのもの」と定義している。またコモンズの用語には2つの意味が含まれているとしている。すなわち、「①『みんなの』共有資源そのもの：資源を共有する人々の規模は農村（地域共有資源）から地球規模（地球共有資源）まで様々なレベルが含まれる。②共有資源を巡る人と人との関係を規定する所有制度：例えば共有権、入会権、共同利用権。これまでの議論では、公的所有制度と私的所有制度はコモンズ概念には含まれていない」。また、コモンズの定義については3つの異なる立場があるとしている。すなわち、「①共的所有制度＝コモンズ。非所有制度は除外。②コモンズ＝非所有制度。共的所有制度＝コミューナル。③非所有制度＝グローバルコモンズ。共的所有制度＝ローカルコモンズ」。ここでは所有の種類としては①非所有制度（資源は誰の財産でもなく、すべての個人や団体によって利用される）、②公的所有制度（資源の所有権は国あるいは地方公共団体にあり、利用・管理も公的機関が行っている）、③共的所有制度（資源は構成員によって共同で利用・管理されている）、④私的所有制度（個人は社会的に許容される範囲で、他人を排除し、資源を使用・収益・処分する権利を有する。この制度の下にある資源は、消費の排除性と競合性を持つ私的財にあたる）、としている。

以上をみるならば、提言（案）で示されるコモンズとは多義的な内容をさしているが、いずれも多様な地域資源（制度や文化を含めた）を活用するものである。しかし、地域社会（コミュニティ）という概念は、日本においては曖昧であり、しか

も伝統的なそれがなくなりつつあるとするならば、コモンズはどのようなコミュニティを想定して依拠しようとするのであろうか。またその所有あるいは占有形態はどのようなものか。それは市場の論理とどのような関わりをもつのか。また長野県という地方自治体はコモンズの一つなのか、それとも公権力であり公的所有制度の下にあるものなのであろうか。ともかくも提言（案）の想定するコモンズがいわゆる公的セクター（行政）と非営利民間セクター（あるいは市民社会セクターといえるか）との協働の一形態として位置づけられていることには間違いはないが、それは、市民経済セクターと呼べる実体を営利民間市場セクターとの対抗において、確立できるものなのであろうか。もしそうだとするならば、その具体的な第一歩とはどのようなものになるのだろうか。コモンズの議論は、我々が十数年間議論してきた非営利・協同セクターないしは社会的経済セクターの議論と重なるところが多いが、重ならない点も多い。その大きな観点の違いはなによりも明確な経済事業体としての把握の相違である。提言（案）では、コモンズのような「社会的組織」は社会的共通資本の管理を信託されたものとして、「市民に対して直接的に管理責任を負うもの」であり、事例として「この社会的組織は、医師や教師といった、いわゆる『資格』を有するような職業的専門家集団に限らず、その社会的共通資本に対し幅広い知識や経験を有する人々によるものなども考えられる」としている。

4. 住民参加

長野県の提言（案）で示されたコモンズを媒介として行われる「地方政府と住民の協働作業」の構想は、従来の住民参加議論から大きくはずれたものではない。それはこれまでのアメリカのコミュニティ・デベロップメント議論に類似したモデルと言える。アメリカの議論に基づいて、住民参加モデルは、松原治郎（1973）の議論に従うならば、次のように整理することができる。すなわち、

- ① 社会階級モデル（貧困層の救出→政府による失業雇用対策、職業教育訓練→政府のイニシャチブ施策）
- ② 社会運動モデル（市民層の抗議による社会

的変革、文化的改良、自律的市民運動→市民のイニシャチブ）

- ③ 社会開発モデル（近隣住民動員型→コミュニティのイニシャチブ）

住民参加における第一の社会階級モデルの基本的な考え方とは、社会には階級・階層区分が存在し、そのために貧困層をなくしていくことが基本的に重要であり、その手段として政府（中央と地方）などの公的セクターの役割を重視するということである。この場合の住民参加は、基本的には行政主導型による住民の自主性の拡大という方向であり、住民は行政からの情報、メッセージ、サービスに呈する受動的な受け手すなわち「受給者」になる。この住民参加の方式には「抗議型」、「誓願型」、「下請け型」、「強調型」などがある。このモデルは我が国でも主流の「住民運動」、「地域運動」として展開してきた。池上洋通（1999）は、住民運動の到達点の特徴として次の5点を上げている。①社会的ひろがり。行政のすべての分野に対応してきていること。②地域的、組織的な主体性や創造性が強くなってきている。ボランティア、NPO型の活動の発展もこれに拍車を駆けている。③地域の課題や政治目標に対して、連帯して運動を広げようとする流れがひろがりつつあること。④行政や政治に対して批判や要求をぶつけるだけではなくて、課題解決のための「政策」、「対案」を提起するようになってきている。⑤議会や行政への直接参加を求める運動が拡がりつつあること。

第二の社会運動モデルは、下からの市民によるインフォーマルな「草の根型」の市民組織による、地域性よりも機能主義的な特徴を持った社会的、政治的、文化的運動である。行政・公的セクターとの関連性は薄い。NPO、NGO、ボランティア組織、自助グループ、市民団体などがこの種の組織として上げられる。主として利他主義的であり、社会や住民に対して貢献するという点ではドナー（与え手）の役割を果たしている。

第三の社会開発モデルは、コミュニティにおける総合的な住民参加を前提にしている。アメリカの都市開発（アーバン・デベロップメント）運動は先進国型、都市型の社会開発モデルとして先駆

的である。この場合、住民参加は、コミュニティの既存の住民組織制度（行政区、家族、制度的団体）の中で行われるばかりでなく、住民にニーズに相応しい新しいコミュニティを作り出すとい形に移行しつつある。なによりもコミュニティにおける社会階層の分化と住民ニーズの多様化によって、多元型、混合型、雑種型に住民組織化が進みつつあることの表れである。またさらに従来の国家や市場に依拠した効率性と実効性の再編が進みつつある結果でもある。住民を動員（mobilize）することから自己活力化（empower）することに重点が移行しつつある。この場合でも、コミュニティは、公的セクター（行政）と営利民間セクター（市場）という2つの経済セクターに媒介されるものとして想定されている。

提言（案）に見られる住民参加の考えは、従来の「行政がいかに住民参加させるか」という住民組織化から「住民の活動にいかに行政を参加させるか」あるいは「住民がいかに自らを組織化するか」へ視点が転換している点で非常に評価することができる。しかし、その住民は多様であると言いながら、単色で描かれているのは、やはり従来の行政的視点を強く残していると言わざるを得ない。一般に、行政の視点から見ると「住民」とは納税者とその家族であり、公平性の原則にたったサービス受益者としての住民である。そのサービスとは住民自体の差異性、たとえば、社会階層の違い、職業の違い、民族の違い、収入の違いなどを前提にしたサービスとしては基本的に行われえない。しかし、住民参加の場合、住民は多様な人々の集団区分により形成されているという視点が重要なのである。

5. 県(地方自治政府)と中央政府との協定を

長野について言えば、いわゆる地方政府（ローカル・ガバメント）の規模を長野県としたとして、長野県の人口は230万人であるので、これは県（プロビンス）としては巨大であり、州（ステート）と呼ぶものにすることも可能であり、また地方政府（ローカル・ガバメント）と呼ぶものにすることも可能である。

地方自治政府を創るとして、中央政府（日本政

府）が目指す道州制に基づく、中央支配型の地方政府のように「疑似地方政府」あるいは「準中央政府」にならないためにはどうしたらよいのか。

「分権化」が下請化にならないためにはどうしたらよいのか。財政的・政策的統制の自立性すなわち自治権の拡大を政治的に勝ち取る必要がある。しかし、一方、中央政府の財政再建のための手段としての地方政府といった地方自治モデルについても強い支持がある。すなわち、もし中央政府が、公正な判断をして、下部機構（地方自治体）に対して「適正な」措置を採ることが可能ならば、財政的なバランスにおいては十分に必要な政府であることが可能だからである。そのとき「官僚の政策学習と判断に誤りはない」という神話が復活する。「新しい適切な中央政府」の確立が選択肢となり、社会保障、労働政策、経済政策、租税の配分（補助金・交付金など）による調整によって、地方自治体は持続可能となる、という考え方である。これは現状における市町村合併推進派を支えるロジックであろう。この選択肢を好む人の中には「新しい福祉国家」や「正しい政府（道徳的国家）」を目標とする人々も入る可能性がある。基本的には強くて正しい中央政府の必要性を是認するからである。そしてこのモデルの強みの源泉は、財源を中央政府が直接的間接的にコントロールしていることである。この考えに大きな政府と小さな政府論や民営化論をジョイントさせると議論はさらに輻輳することになる。

提言（案）におけるいわゆる長野モデルは、地方分権の主體的な道具として新たにコモンズを想定している。そしてこのコモンズの中味は多様であるから、既存の組織やグループなどが「コモンズ」の名の下に転換・再編される必要があろう。一方、しかし「地方自治体」から「地方政府」あるいは「地方自治政府」に転換すべきだとすれば、そのためには統治システムの大きな転換とジャンプが必要である。したがって、地方（自治）政府になるための第一の選択肢は、中央政府から相対的自立と統制を緩和することである。政治的、経済的、社会的、文化的な側面での自律のためには、なによりも財政的な自律の確保が重視される。

この時に、中央政府と地方政府の役割分担は変わらなければならないが、地方を国の下請け化す

るような裁量権なしの執行実務だけを押しつけるというこれまでのような方式を変えるための方策のひとつは、国と県における対等な経済・政策協定を結ぶことである。中央政府の役割を縮小すべきであり、それは古典派経済学の祖アダム・スミスが構想した国家の機能（防衛、司法、公共事業、主権維持）までに縮小してもよいだろう。この場合、中央政府は当然ながら、その公共原理と平準化原理に基づいて、地方間の格差解消をすることを最大の任務にしなければならない。

6. 政府と市場の二元論を克服し、非営利・協同セクターの創出を

現在の長野モデルの議論の到達点はどのへんであろうか。公共事業の在り方すなわち、財源の配分を軸にして議論が行われている。一方で、NPO活動、住民運動、社会運動などがあり、住民参加のツールとして重視されつつある。しかしこれらは、いくつかの県でも意識的に行われているのであって、かならずしも長野モデルの売りとはならないであろう。

田中県政の当初の政策判断の背景には二つの要素があったと思われる。ひとつは脱ダム宣言に象徴される従来型公共事業方式の見直しであり、もう一つは、市場論理の導入であった。第一については、ダムにたまった土砂が一挙に崩壊して土石流のように、そのシステムを支えていた人々を押し流してしまったかのようであった。それらの人々すなわち、利害を共有するところの建設業界と公務員集団およびそれらの代理人からの抵抗があったのは当然である。この戦いはともかく知事の再選ということで一応の政治的な勝敗が示された。ただし問題が解決したわけではない。新しい変化に対応する気持ちのなくなった一部の県会議員は引退したが、県会議員の多くは、変化の必然を納得しているわけではないし、また県職員もサービス業という彼らに与えられた「新しい」自己規定についてはどのように意識しているかは定かではない。それは県職員給与引き下げ案に対決する論理を県職員組合がうまく組み立てられず、従来型の反論的説明を県民に行ったことにも現れている。しかし、賃下げを受け入れる善意の職員になれという要求は、市場の中で平等主義的な資本

家になれと言うのと同じである。

第二に、当初、効率と競争という市場の論理を行政に持ち込んだことは、なにも長野独自のことでなくて、国や他県の民営化路線を支える論理であって、イデオロギー的には「革新的（イノベータータイプ・プロGRESSIV）」とは必ずしも言えなかった。公共概念をどうとらえるかがこの問題の鍵であるが、これも従来通りの二つの考えによって分けられている。第一は、新しい変化の領域を準公共財（社会的共通資本）として捉えることである。第二は民営化するが市場論理とのリンクとして考えることである。

しかし、社会的共通資本を強調しコモンズという考えを導入することによって、従来の公共セクター（行政）と民間セクター（市場・企業）という二元論を越える意識的なものになったであろうか。提言（案）で新しく導入されたコモンズの考え方は、公的セクターでもないし、営利民間セクターでもない新しい地域的共同セクターといえるが、それは、これまでの我が国の理論的蓄積においては、まさに非営利・協同セクター（あるいは社会的経済セクター）と関連させて捉えるべき領域であろう。提言（案）は地方行政の立場からのものであるという限定性があり、まだ二元論の枠内で変形させているにすぎない。しかし、社会的セクターという三番目の経済セクターの役割を重視することによって、地域における経済的発展、労働の発展、社会サービス供給、民間企業、産業、市場の問題に風穴をあけることが可能であろう。

たとえば、地域密着型の新産業の企業形態はどのようなものか。それがたとえばコモンズとどのような関係性をもつものなのか。それを考えるならば、社会的企業の組織運営形態がどのようなものになるのかなどを考えて行かなければならない。提言（案）では知識（IT）産業の起業育成だけが強調されているかのように見られるのはその点で不十分だと言える。

社会的貢献性をもち非営利性（共同性・一般利益性）を持った社会的企業・非営利協同事業体という構想と導入をすることによって、住民参加というスタイルが、地域コミュニティにおける大きな問題すなわち、労働・雇用の確保と社会サービスの充実において、住民が単なる（公的にせよ民

間によるにせよ)サービスの受益者ではなくて、サービス生産のための事業体のメンバーの一員としての位置づけが行われることによって、真の住民の主体性が確立されることになる。つまり、緊急の課題としての雇用創出と社会福祉および生産の参加的な新しい企業形式が重視されなければならない。

そのためにはなによりも「社会的セクター」のネットワーク化を進めなければならない。良き行政たる長野県は、まず、社会的貢献性をもった非営利・協同的な事業体、組織、企業、住民運動組織、NPO、社会サービス組織などのネットワーク化の場所を提供するための組織を創る必要がある。それはたとえば「コモンズ」関係推進委員会・協議会といった名称でもよい。

長野モデルがそうした地点にまで踏み込み、公的セクターと市場セクター、社会的セクターとを組み合わせたシステムを上手に作ることができれ

ば、長野モデルは真に先進的な独自モデルとなり、長野県の中世時代を転換した「長野県ルネサンス」を実現し、「信州革命」起こすであろう。

参考文献

- 佐藤誠編、『社会開発論』、2001、有信堂
松原治郎編、『社会学講座第14巻 社会開発論』、1973、東大出版会
池上洋通『地域活動事始め』、1999、自治体研究社
R.F.Ferguson & W.T.Dickens “Urban Problems and Community Development”, 1999, The Brookings Institution.
M.H.Shuman, “Going Local”, 1998, Freepress

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)

【事務局ニュース】 2・研究費助成の公募

(詳細は事務局までお問い合わせください)

1. 目的

非営利・協同セクターおよび、社会保障、医療、経営管理労働問題など、研究所の定款に掲げる目的に添った、人々の「いのちとくらし」に関わる社会的経済的政治的分析調査研究を支援する。

2. 対象

- ・個人による研究
- ・グループによる共同研究

3. 助成金額

- ・個人： 30万円程度（最高 50万円）
- ・グループ：100万円程度（最高200万円）

4. 応募方法

所定の助成申請書（申込用紙）による。

5. 申込締切

- ・年2回（3月、9月）
- ・受付後3ヶ月程度で申請者宛に通知および助成金の交付を行う。

非営利・協同と社会変革

富沢 賢治

はじめに

「シリーズ非営利・協同入門」の第1回（2003年5月）では、角頼保雄氏が「非営利・協同とは」というテーマで非営利・協同についての総論（非営利・協同の理念、組織、経済セクター、課題）を展開しました。それに続く各論として、シリーズ第2回（8月）では坂根利幸氏が「非営利・協同の事業組織」（非営利・協同の意義、出資と所有、民主主義的運営）について論じ、第3回（11月）で内山哲朗氏が「社会的企業」の問題を中心に非営利・協同のセクター論を考察しました。これらの議論（総論、組織論、セクター論）を前提にして本稿では、社会変革の主体としての非営利・協同組織という問題にまで論点を進めたいと思います。

1 社会変革の歴史

資本主義諸国における高度経済成長が停滞した1970年代以降、種々の社会問題を解決するために民間非営利組織が多くの国で急増し、社会的発言力を強化しつつあります。この現実には社会変革の問題とどのように関わるのでしょうか。

そもそも人はなにを目的にして社会を変革しようとするのでしょうか。当然ながら、生活をよくするためであり、「いのちとくらし」を守るためでしょう。本誌の読者の方々も、まさに「いのちとくらし」を守るために日々奮闘努力し、豊かな社会をつくるための社会変革を望んでいることと思います。

では、どのようにしたら豊かな社会をつくるこ

とができるのでしょうか。自然環境、生活手段、自由時間とともに、人間関係に恵まれていることが、豊かな社会をつくるための必要条件となります。人間相関係のあり方としては、お互いが自由であり、平等であり、友愛で結ばれることが理想となるでしょう。

18世紀末のフランス革命のスローガンに典型的に見られるように、近代社会は「自由、平等、友愛」を求めて闘ってきました。

世界史的に見ると、19世紀は資本主義の形成・確立期でした。そこでは自由主義が時代を切り開く革新的な役割を果たしました。しかし、自由競争の放任は弱肉強食を伴い、種々の社会問題を生み出していきました。これらの社会問題を体制変革によって解決しようとしたのが、社会主義運動でした。ロシア革命をはじめとする20世紀の多くの社会主義運動は平等を求める社会運動でした。しかしながら、自由を否定するかたちでの平等の追求は経済活動での活力を欠くゆえに失敗せざるをえませんでした。それ故、世紀転換期の今日、再び自由主義が、新自由主義という形態で、世界の支配的なイデオロギーとなっています。

そもそも自由と平等という2つの条件を同時に成立させることは可能なのでしょうか。人々が自由に振舞えば、人々のあいだの平等性は成り立たないし、人々のあいだの平等性を確保しようとするれば、人々の自由は拘束されざるをえないことになります。

自由と平等の同時成立は可能だと言う人もいます。万人は法のまゝで平等であり、法を守るかぎり活動は自由だ、と言うのです。新自由主義はま

さにこの思想に立脚しています。しかし、よく考えれば、19世紀の自由主義もまったく同じ考えに立っていたのです。そして、弱肉強食を伴う自由競争が、種々の社会問題を生み出していったのです。現に新自由主義も種々の社会問題を生み出しています。

1つの大きな問題は、経済のグローバリゼーションと自由競争の激化の結果としての失業者の増大です。ILO報告によると、2003年の世界の失業者数は、前年より50万人増え、1億8590万人となり、失業率は6.2%となりました。これはILO統計上、最悪の数字です（毎日新聞、2004年1月23日）。

その結果、貧乏人が増えます。国連統計によると、スラムに住む人は、世界人口の6分の1、都市人口の3分の1に達しています。

日本でも不況の影響は大きく、2003年の個人の自己破産の申し立て件数は、24万件を超え、前年比約13%増となり、8年連続で過去最悪を記録しています（同上、2月2日）。働きざかりの男性の最大の死因が自殺だということも悲劇的です。日本の自殺者の総数は、1998年以来5年間連続で3万人を超えています。1日平均100人近くの人が自殺していることになります。働いている人のなかでは心の病が広がっています。心の病で1ヶ月以上欠勤している従業員がいる企業は全体で6割以上、従業員3,000人以上の企業では8割を超えています（同上、1月24日）。

では、これらの社会問題をどのように解決していったらよいのでしょうか。歴史は繰り返す、と言われますが、繰り返してならない歴史もあります。平等の名のもとに人々の自由を束縛するような社会変革が人を幸せにすることはありません。これはすでに歴史的に実証されています。

自由至上主義では豊かな社会は築けない。平等至上主義でも豊かな社会は築けない。では、どうしたらよいのでしょうか。孤立した個々人の集合体では、豊かな社会は成立しません。人々の協同関係・連帯関係があってはじめて豊かな社会は成り立ちます。すなわち、豊かな社会を築くためには、自由と平等とともに、連帯（フランス革命期の用語では「友愛」）が必要とされます。

豊かな社会は、自由至上主義という1本足では

支えられません。平等至上主義自由という1本足でも支えられません。豊かな社会は、自由、平等、連帯という3本足で支えられることによって安定します。各人の自由と平等を可能な限り保障するためには、連帯という原理が必要とされます。19世紀と20世紀に人類が追求してきた自由と平等は、原理としてはテーゼとアンチテーゼという関係にあります。連帯という原理に媒介されることによってジンテーゼに展開します。「正→反→合」という弁証法的関係がここに見られます。3者は、それぞれ独自の役割を発揮しながらも、相互補完関係として結合します。「自由」は、「勝手気ままな自由」ではなく、「連帯」を媒介することによって「社会的ルールを持った自由」「社会的規制にもとづく自由競争」に転化し、「平等」は、単なる同一性、画一性というレベルを越えて、「公平」「公正」という理念に上向します。

このように見てくると、自由と平等を二者択一の関係として捉えるのは誤りだということになります。

自由と平等と連帯のどれ1つを欠いても豊かな社会を築くことはできません。自由と平等と連帯のバランスのとれたベストミックスの追求が、21世紀の社会変革の目標となります。

そして、この3者のベストミックスを実現するためには、非営利・協同組織の発展が不可欠となります。なぜならば、非営利・協同組織こそが連帯を担う主要な社会組織だからです。

2 非営利・協同組織とはなにか

最近、NPOという言葉がよく使われるようになりました。そこで、言葉の混乱を避けるために、最初にNPOと非営利・協同組織との関連について整理しておきましょう。

NPO（Non Profit Organization）を直訳すると「非営利組織」となります。しかし、政府も非営利組織なので、政府と区別する意味で「民間非営利組織」と訳されます。

広義に解釈すると、営利を目的としない民間組織はすべてNPOとよぶことができます。

狭義に解釈すると、NPOは、営利企業と異なり、利益（収入マイナス費用。剰余金、利潤）を関係

者に分配しない組織ということになります（利益は、その組織の目的とする事業に充てるなど、組織自体のために用いられます）。特定非営利活動促進法（通称NPO法）が規定する特定非営利活動法人は、この狭義のNPOに当たります。

広義のNPO（営利を目的としない民間組織）には、社会問題解決型NPO（環境NPO、まちづくりNPO、福祉NPOなど）、事業型NPO（学校、病院、老人ホーム、協同組合など）、国際支援型NPO（NGOと呼ばれることが多い）など、多種多様な組織があります。NPO研究者の山内氏は、「宗教団体、政治団体、労働組合なども広い意味ではNPOに含めてよい」（山内直人『NPO入門』日本経済新聞社、1999年、22ページ）としています。

広義のNPOは、「公共奉仕型」と「会員奉仕型」に大別しえます（同上書、22ページ）。公共奉仕型は、狭義のNPOのように、組織の会員が他の人のために働く組織（他助組織）です。会員奉仕型は、協同組合のように、会員のための組織（相互扶助組織、共助組織、集团的自助組織）です。

非営利・協同組織は、上記の「広義のNPO」に該当します。それでは、なぜNPOという言葉を用いないのかという疑問が生じるでしょう。私があえて「非営利・協同組織」という言葉を用いるのは、つぎの理由によります。

- ① NPOという言葉を用いると、非営利・協同組織が狭義のNPOと混同されやすくなります。
- ② それゆえ、NPOという言葉を用いると、協同組合などは非営利・協同組織ではない、という誤解を生じかねません。後述するように、非営利・協同セクターの拡大強化の必要性という社会変革的観点からすると、非営利・協同組織から協同組合を排除することは適当ではありません。このような観点からすると、非営利・協同組織は、非営利組織プラス協同組合ということもできます。
- ③ NPOという言葉は、組織の目的が非営利であるということは示していますが、組織の運営原則は示していません。非営利・協同組織で重要なことは、単にその組織の目的が非営利だということだけではなく、その組織が協同組織

だということです。「協同組織」という意味は、その組織が協同原理にもとづいて組織され運営されているということです。

協同原理にもとづく組織・運営には、つぎの3条件が不可欠となります。

- ① 開放性（開かれた組織。自発性にもとづく加入・脱退の自由がある）
- ② 自律性（政府その他の権力の直接的な統制下でない自治組織である）
- ③ 民主制（一人一票制を原則として「民主主義と参加」という価値にもとづいて運営される組織である）

上記の3つの条件に、もう1つの条件である「非営利性（組織の基本的目的は、利潤極大化ではなく、社会的目的の実現である）」を付け加えると、非営利・協同組織の基本的な特徴が形成されます。

以上をまとめると、「非営利・協同組織とは、社会的問題の解決をめざす開放的、自律的、民主的な組織である」と言えます。さらに単純化すると、「非営利・協同組織とは、社会的問題を解決するために人びとが協同して活動する組織である」と言えるでしょう。

社会変革という本稿のテーマからして重要なポイントは、つぎの2点です。

- ① 非営利・協同組織は本来、連帯を活動原理とする組織であるので、種々の非営利・協同組織が連帯することによって、より大きな力を発揮できます。逆に言うと、非営利・協同組織は、種々の非営利・協同組織と連帯しないと、大きな力を発揮できません。
- ② 種々の非営利・協同組織が連帯するためには、非営利・協同組織の集合体が1つの社会領域（非営利・協同セクター）を構成するという社会認識をしっかりと持つことが重要になります。

そこで、つぎに非営利・協同セクターについて述べることにしましょう。

3 非営利・協同セクターとはなにか

広義のNPOの集合体を表す社会領域は、「非営利・協同セクター」「民間非営利セクター」「市

民セクター」などと呼ばれています。国際的には「第3セクター」と呼ばれています。政府部門(第1セクター)でも民間営利部門(第2セクター)でもない、第3のセクターという意味であり、日本の用語法と異なる点に注意してほしいと思います。

セクター(領域、部門)という言葉は、社会がどのような構造をしているのか、その仕組みはどうなっているのかというような問題を理解するために用いられる概念です。

社会にはいくつかの異なった原理によって運営されている社会領域があります。

従来、基本的な社会領域は、「国家と民間」というように大きく二分されて考えられてきました。しかも、民間経済の基本的な担い手は営利企業だと考えられてきました。すなわち、国家(第1セクター)と民間営利企業(第2セクター)が社会の基本構造をなすと考えられてきたわけです。

ところが、世界各地で民間非営利組織が増大するにつれて、この社会認識に変更がもとめられ、民間非営利組織の集合体が第3セクターとして認められるようになってきました。

民間非営利組織の増大に応じて、国家の政策面でも変化が生じつつあります。1989年にはEU(欧州連合)が、民間非営利組織を「社会的経済の組織」と称して、支援政策を実施し始めています。地域経済の活性化をねらったことです。

このような現実を反映して、社会理論、経済理論にも変化が生じつつあります。1970年代以降の大きな社会的変化、とりわけ社会主義諸国の経済的崩壊と先進資本主義諸国の福祉国家体制の衰退によって、従来の経済のあり方に対する反省が高まり、経済的な効率と社会的な福祉との総合的な実現をはかる経済理論の構築が求められるようになってきました。このような状況を背景として、とりわけEUが「社会的経済の組織」の支援を開始する80年代から、ヨーロッパを中心にして「社会的経済」の研究が進展しつつあります。

現代の社会的経済論の特徴は、市場経済に基礎を置く混合経済体制の中で、公共セクターとも私的セクターとも異なる独自の構成要素として発展しつつある非営利・協同セクターの役割に注目している点に見出されます。

4 社会経済システムにおける非営利・協同セクターの位置と役割

図1

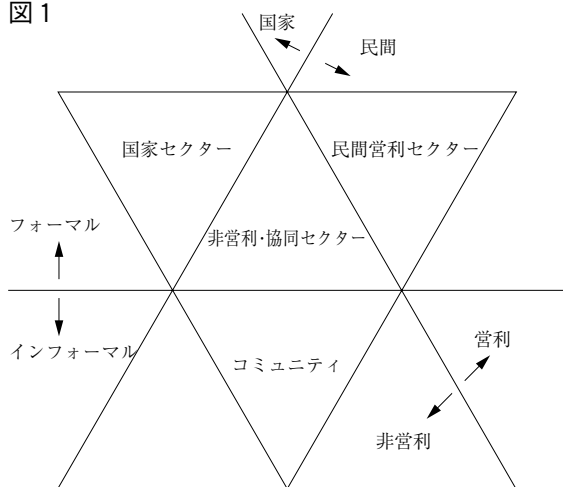


図1は、人びとの生活の場であるコミュニティ(地縁的、血縁的人間集団)を基底とする3つの社会領域を示しています。コミュニティの真上にはコミュニティの住人たちの生活問題を解決するためにつくられた自発的な非営利・協同組織の集合を示す社会領域があります。その左には住民全体を対象にして生活問題の解決を目指す国家の領域(国家と地方自治体)があります。一番右には市場原理にもとづいて財とサービスの売買を行う営利企業の集合を示す社会領域があります。

3つのセクターのそれぞれを支える基本的な理念はなんのでしょうか。国家セクターは平等(公平、公正)であり、市場セクターは自由(社会的ルールにもとづく自由)であり、非営利・協同セクターは友愛あるいはその現代的概念である連帯だと言えます。

図1で示したように、非営利・協同セクターは、社会問題の解決を目指して他の3つの社会領域(コミュニティと国家セクターと営利セクター)と連携をとりうる中心的な位置にあります。非営利・協同セクターは、内的にも外的にも、連帯することを基本的な理念としているのです。

5 結論

すでに述べたように、19世紀は自由を、20世紀は平等を追求してきました。しかしながら、自由至上主義も平等至上主義もそれだけでは社会運営の原理としては不十分であることを、歴史は実証してきました。自由原理と平等原理の同時実現を図るためには連帯原理が不可欠となります。自由と平等と連帯という3本足に支えられることによって社会はその安定性を確保します。

21世紀は、自由と平等と連帯のバランスのとれた社会運営を追求する世紀となるでしょう。経済体制としては、自由原理にもとづく営利企業セク

ター、平等原理にもとづく公共セクター、連帯原理にもとづく非営利・協同セクター、という3つのセクターのベストミックスを追求する混合経済体制が試される世紀となるでしょう。人間関係の視点から問題を見るならば、21世紀においては、自由な個人が平等な権利をもって連帯し協力しあえる社会が目指されることになるでしょう。

このような社会を実現するための第一歩は、非営利・協同セクターにおける各組織の連帯だと言えます。

(とみざわ けんじ、聖学院大学教授)

【事務局ニュース】3・会員からの情報掲載、海外医療体験談募集

新たな企画として会員の皆様から海外医療体験談、活動近況報告を募集します。皆様の応募をお待ちしています。

- ・ 字数： 400字～800字程度
- ・ 原稿料：掲載された方には薄謝を進呈
- ・ 投稿先：
事務局へ郵送あるいはFAX、電子メールでお寄せください。
なお投稿いただく際には「活動報告」「情報募集」「海外医療体験」などのテーマを明記し、「情報募集」の場合は連絡先を必ず入れてください。

- ・ 内容：
 1. 会員活動状況、情報募集
活動状況や情報募集など、読者へお知らせする内容をお書きください。
 2. 海外医療体験談
海外で生活し、実際に現地の医療を受診した方の体験談を募集します。

Care を考える

野村 拓

Caring と Caregiving

ケアという外来語がよく使われるようになったのは介護保険法施行の時期あたりからである。介護の英語はなにか、と聞かれたら、Caring と答える人が多いのではないか。しかし、Caring を日本語に訳せば介護になるだろうか。Caring とは看護的な中身を持った言葉であり、1990年ごろ、アメリカの看護師たちが、Caring という言葉について5項目の定義を行なった。(以下、海外文献には仮訳の和名をつけて紹介する)。その詳細は

『看護研究入門』

☆Nancy Burns 他：Understanding Nursing Research. 3版 (2003) Saunders

に紹介されており、看護師や患者の立場で、Caring とは、と考えれば、人間相手であること、倫理的であること、フィーリングや人間関係を重視しなければならないこと、治療的介入でもあること等々が挙げられる、とのことであった。

しかし、この定義に対して、「Cure は Care なしで可能か」「ケアは非治療的なものか」「ケアが患者にもたらすものを『ケア以外』と区別できるか」などと、かなり機械論的な質問が出され、「現段階では Caring のクリアな概念規定は存在しない」ということになった。

どんな定義をしてもケチをつけられるせいか

『看護の熟練のキー』

☆Barbara A. Workman 他：Key Nursing Skills (2003) Whurr Pub.

には、Principle of Caring という項があるのに、プラクティカルなことしか書いてなくて、理念的、定義的なことは書かれていない。

『ケアすること』

☆Nel Noddings: Caring. 2 版 (2003) Univ. of California Press.

は心理的、倫理的アプローチになっていて、前掲の定義と噛み合うような内容は含まれていない。

しかし、Caring の定義についての機械論的な議論が展開されたことを受けた形で、1996年ごろから主にアメリカを舞台にして Caregiving という言葉が登場することになる。ケアをモノとして扱いキブする方がわかりやすい、ということかもしれない。

『ケアの提供』

☆Suzanne Gordon 他編：Caregiving (1996) Univ. of Pennsylvania Press.

『ケアの提供』

☆Victoria E. Bumagin 他：Caregiving (2001) Springer.

などが出され、男も知らん顔をするな、という意味で

『ケア提供者としての男性』

☆Betty J. Kramer 他：Men As Caregivers. (2002) Springer.

という本も出された。

「前つきケア」と「後つきケア」

Care という言葉だけを取り上げると、とりとめのないことになってしまう。いちばん頻度の高い使われ方は「だれも見てくれない！」(Nobody cares!) という不平不満語だからである。やはり学術語(?)としての Care は他の言葉と結合することによって成り立つ場合が多く、これには「前つきケア」と「後つきケア」とがある。そして、「前つきケア」の代表的なものは「ケアプラン」(Care Plan) であり、「後つきケア」では「マ

ネジドケア」(Managed Care)などが有力である。

アメリカにおける Care Plan は「入院日数短縮計画」と訳す方が適切な場合が多い。何日目に患者に退院承諾書にサインしてもらって……というような退院予定表を意味し、病気によってはDRGによる入院日数の目安まで示したものが

『看護ケアプラン・ガイドライン』

☆Marilynn E. Doenges 他: Nursing Care Plans. 6版 (2002) F. A. Davis

であり、そんなことでいいのか、という疑問を示したものが

『ケアプランと人権法』

☆Robin Tolson QC: Care Plans and the Human Rights Act (2002) Family Law.

である。アメリカにおけるケアプランは早く退院させるための計画だが、日本の場合は病院や老人保健施設を出された人に対する介護保険適用の場合の「ケアプラン」ということになる。

「ケアプラン」の他に、もうひとつの「前つきケア」語に「ケアホーム」があり、こんな本が出されている。

『ケアホームにおける終末』

☆Jeanne Samson Katz 他: End of Life in Care Homes (2003) Oxford Univ. Press.

「後つきケア」語の代表格としての「マネジドケア」については、うんざりするほど本が出されている。

『マネジドケア』

☆Peter R. Kongstvedt: Managed Care. 2版 (2002) Aspen.

『マネジドケアの倫理』

☆William B. Bondeson 他編: The Ethics of Managed Care. (2002) Kluwer Academic.

『マネジドケアと独占』

☆Deborah Haas-Wilson: Managed Care and Monopoly Power. (2003) Harvard Univ. Press.

この場合の「独占」は独占資本ではなく医師の業務独占である。また、競争と生き残りの勝者がマネジドケアということになっているが、さらなる競争と生き残りに備えなさい、という本が

『マネジドケア看護師の生き残り戦略』

☆Toni G. Cesta: Survival Strategies for Nurses in Managed Care. (2002) Mosby.

である。

時間的・空間的ケア

「後つきケア」語については、ケアの前に各診療科名をつけたものがたくさんあるが、ここで、ケアについて、どんな時期にどんな長さでという時間的性格づけ、「どこで」という空間的性格づけをやってみよう。簡単にいえば、時間的には「長期ケア」、空間的には「在宅ケア」がウェートを増しつつあるが、これらをキーワードとする本がよく出されたのは、1990年代までで、最近はあまり出されていない。

「長期ケア」をキーワードとする本としては

『長期ケアとQOL』

☆Linda S. Noelker 他編: Linking of Long-Term Care and Quality of Life. (2001) Springer.

『長期ケアの支援』

☆Barbara R. Hegner 他: Assisting in Long-Term Care. 4版 (2002) Delmar.

などが出されているが、長期ケアにオーバーラップした形で登場する「緩和ケア」は、時間的には人生末期、空間的には「ホスピス」や「在宅ホスピスケア」ということになる。ホスピスケアと緩和ケアとは類似語だが、一応区別して述べているが

『ホスピスケアと緩和ケア』

☆Walter B. Forman 他: Hospice and Palliative Care. 2版 (2003) Jones & Bartlett.

であり、ケアを受けるだけではなく、患者も参加すべきであるという本が

『緩和ケアへの患者参加』

☆Barbara Monroe 他編: Patients Participation in Palliative Care. (2003) Oxford Univ. Press.

である。

緩和ケアも自助(Self-Care)で、ということになるのかもしれないが

『看護における自助理論』

☆Katherine McLaughlin Renpenning 他編: Self-Care Theory in Nursing. (2003) Springer.

という本も出されている。

この「自助」の対極にあるのが「社会ケア」(Social Care)で、これは社会福祉、社会保障の分野

に踏み込んだ概念であるだけに、あまり本は持っていない。

『社会ケアの役割変化』

☆Bob Hudson 編：The Changing Role of Social Care (2000) Jessica Kingsley.

『老人の社会ケア』

☆Majorie H. Cantor 他：Social Care of the Elderly. (2000) Springer

ぐらいである。いうまでもなくケアの対象は人間であり、社会が社会の責任においてケアするのが社会ケアだが、人間ではなく社会体制をケアする、という変わった本もある。

『資本主義をケアする』

☆Ronald M. Glassman: Caring Capitalism. (2000) Mamillan.

がそれであり、資本主義のほころびをケアするわけである。

ケアのにない手たち

このような特殊な場合を除いて、人間相手のケアの担い手たちは歴史的にどう変ってきたか、という視点も必要だろう。

『現代的ヒポクラテスの探究』

☆Roger J. Bulger 編：In Search of the Modern Hippocrates. (1987) Univ. of Iowa Press.

には、1840年代のマサチューセッツ州の開業医の診療記録が載っているが、その内容は往診と Care であった。治療上のキメ手が開発される以前の医師の仕事はおおむね Care であり、Private Duty Nurse の仕事内容は今日のヘルパーのようなものであり、修道院のマトロンの仕事も、ヘルパー業務に精神性が加わったようなものであった。

やがて、医療技術の発展に伴って Care から Cure が分離され、Cure の拠点として、(隔離・収容施設ではない)近代病院が整備されることになる。そして Cure システムに対応できるような新しい看護師養成が進められ看護師の大部分は病院で働くことになる。病院を Cure の場として位置づけるならば、Care の方は開業医の往診や訪問看護、社会福祉ワーカーによってカバーされる形となる。

1920年代から30年代にかけて、Mayo Clinic の

成功に刺激された形で、医師の専門医化とグループ診療化が進行し、ハイテク医療から分離される形でナース・ホームが生まれる。アメリカの場合、医師の専門医化と医療代替職種の登場とはほぼ同時期であった。そして、その後の第2次世界大戦中の看護職員の短期・大量養成とその戦後処理によって「看護の三層構造」(正看、准看、助手)というべきものができあがるのである。

歴史的に見れば、医療職種全体が Cure に重点をおいたシフトに変わり、Care の担い手はより下位の職種へ移行したわけである。

『ナース・ホーム管理』

☆James E. Allen: Nursing Home Administration. 4 版 (2003) Springer.

によれば、入所者とのコンタクト時間が、1日について0.7正看時間、0.7准看時間、2.1助手時間と書かれており、Care の主役は助手であることがわかる。しかも、

Skilled Nursing Home

Intermediate Nursing home

Custodial (または Basic) Nursing Home

の3クラスに分かれているナース・ホームの中の上のクラスでこの程度である。それだけではない。

『ケアのにない手の歴史的変遷』

☆W. Michael Byrd 他：An American Health Dilemma.Vol.2. — Race, Medicine, and Health Care in the United States. 1900—2000 (2002) Routledge.

はいかに御都合主義的に黒人看護師が利用されてきたかについての歴史を示している。また

『女性・健康・国民——1945年以降のカナダとアメリカ』

☆Georgina Feldberg 他編：Women, Health, and Nation — Canada and the United States Since 1945.(2003) McGill-Queen's Univ. Press.

にはカリブ諸国の移民看護師の利用のされ方が書かれてある。ケアのにない手を「より安く」確保しようというわけである。

現代的貧困とケア

ケアの担い手を「より安く」という傾向と表裏

の関係で、ケアを必要とする人たちは増加しつつある。そして、この傾向は時間的・空間的貧困化の進行によって加速されつつある。時間的貧困化とは秒キザミの多忙さがもたらす個人的、家庭的時間の喪失であり、空間的貧困化とは高い地価などによる生活空間、運動空間の狭少化である。

『子どもの健康と発達のための小児病院ガイド』

☆Alan D. Woolf 他: The Children's Hospital Guide to Your Child's Health and Development. (2001) Merloyd Lawrence Book.

には、マンションの平面図に「赤ちゃんの安全のための点検項目（個所）」が30項目マークされている。「ワイヤー・コード」「キャビネット」「ラジエーター」「火をつかうところ」等々である。

『家族保健ソーシャル・ワーク』

☆Francis K. O. Yuen 他: Family Health Social Work Practice. (2003) Harworth Social Work Practice.

では、家族の夫婦は、informal caregiver ということになっているが、赤ちゃん用の30項目の安全点はなかなか大へんである。また他に年寄りでもいれば、老人用安全点検項目が加算されることになる。金があればベビー・シッターを雇ってCaregiverの役割を果してもらうことは可能である。しかし、こ場合も、ベビー・シッターが子どもを虐待しているかどうか心配だから監視カメラモニターをおく、ということになれば、さらに金がかかり30項目の点検項目もさらに増えることになるだろう。

ケアをめぐる問題を考えると、いよいよ「世も末」という感じを受ける。そして「末世」に対するさらなるインパクトがケアのにない手に対する暴力である。

ケアラーへの暴力

『イスラム社会における女性看護師』

☆Nancy H. Bryant 編: Women in Nursing in Islamic Societies. (2003) Oxford Univ. Press.

はイスラム世界の看護師をとりあげた本ではあるが医療関係者に対する暴力を世界的に取り上げている。例えば「医療関係者は一般人よりも暴力を

受けやすい。」「刑務所の看守よりも攻撃されやすい。」「イギリスでは警官以上に暴力を受ける。」

「アメリカでは年間100万～200万の職場暴力事件が起こるが、その半分は医療職場である。1995年に27万8千の看護師が暴力を受けた。1997年には、この比率は55%に上昇した。これら caregiver の大部分は女性看護師と看護助手であった。」というように。以下、アメリカの救急部門看護師の場合、イギリスの看護師の場合、スコットランド、カナダ、スペイン、スウェーデンなどの例が紹介されている。

看護師だけではない。イギリスのフロンタインの医師、GP(General Practitioner)の被害を取り上げたのが

『健康パートナーと犯罪パートナー』

☆Steffan Timmermans 他編: Partners in Health, Partners in Crime. (2003) Blackwell.

で、約700人のGPについて「最近2年間の被暴力経験」を「暴言」「暴言のみ」「脅迫」「GPへの加害を伴う脅迫」「暴力」（複数回答）に分類し統計化したものが紹介されている。それによれば697例中の1割強の72例が暴力を受けており、その中の8例では「武器」（道具）が使用されたと報告されている。

「武器」の本場、アメリカの「救急医療のマニュアル本」である

『救急医療』

☆Glenn C. Hamilton 他: Emergency Medicine. 2版 (2003) Saunders.

には、こんなことが書かれている。

「患者が武器を持たぬことを確認した上で、武器となりうるものや危険物のない安全室(secure room)に通すべきである。

スタッフが暴力志向のある患者に近づくときには、患者によって武器に転用されそうなものを持って行ってはならない。

医療関係者は暴力志向のある患者に対して安全距離を保つべきである。患者がスタッフとドアとの間の位置を占めることを許してはならない。」

この本には「ミサイル傷」の手当て法まで載っているが、看護サイドから救急医療を取り上げた本

『救急ケアの本』

☆Richard W. O. Beebe 他編：Fundamentals of Emergency Care. (2001) Delmar.

には「常に救急医療メンバーは自分たちの安全を第一に考えなさい。危ない場合には警官の支援なしに介入してはなりません。救急医療メンバーは法権力を持っていないことを考えるべきです」とかなり腰の引けたことが書かれてある。

考えてみれば、ケアの分野は現代文明の崩壊を象徴する分野ではないだろうか。

ケアを必要とする人たちの中で性暴力の被害者が目立つようになった時期（アメリカの場合）に出されたのが

『図説・性暴力』

☆Barbara W. Girardin 他：Color Atlas, Sexual Assault. (1997) Mosby.

『性暴力——医学的・法的検証』

☆Sharon R. Crowley: Sexual Assault——The Medical-Legal Examination. (1999) Appleton & Lange.

である。そして、家庭内暴力、親の暴力から逃れるために子どもホームレス化する傾向を指摘したのが

『ホームレスの子ども』

☆Panos Vostanis 他編：Homeless Children. (1999) Jessica Kingsley.

である。そして、これらの被害者たちに手をさしのべるべき「ケアのにない手」たちが暴力を受けることによって、現代文明の退廃は頂点に達したと見ることができる。

ケアをめぐる問題で崩壊しつつあるシステム、体制を、ケアを手がかりに生まれ変わらせることを考えなければならない。

（のむら たく、国民医療研究所顧問）

【事務局ニュース】 4・機関誌の論文募集

研究所機関誌『いのちとくらし』に掲載する論文を募集します。応募の内容は以下の通りです。詳細は、事務局までお問い合わせください。

○字数：（図表、写真を含めて）400字詰め原稿用紙30枚（12000字）以内

○掲載の有無については、研究所機関誌委員会にて決定させていただきます

○原稿料：研究所の規定により、薄謝ですがお支払いします

○募集する主なテーマ

1：NPO、非営利・協同組織における経営・管理問題

組織論、組織構造論、経営論、所有論、労働組合と経営参加、政策と統制、賃金論、地域社会と医療社会サービス組織、など

2：日本の医療、福祉政策・制度の現状分析と提言

政府医療社会保障政策批判と対応策の提言、社会政策・労働政策批判、制度比較分析、など

3：新自由主義と市場経済論の打破

現状イデオロギーへの批判、基本的理念の歴史的分析、具体的実態分析と非営利・協同セクターの方向、公的セクターとの関係分析提言、など

4：非営利・協同の実践・理論探求

NPO論、政治・社会システム論、ヨーロッパ社会的企業（社会サービス、雇用）調査、非営利・協同セクター運動論、など

5：その他

南信州地域問題研究所編

『国づくりを展望した地域づくり—長野・下伊那からの発信』

(やどかり出版、2004年、2800円。305頁)

石塚 秀雄

本書は1994年に南信州地域問題研究所が設立されて以来、約10年間のすぐれた地域づくりの実践の記録とその理論的周辺をまとめた貴重な資料である。同研究所の鈴木文熹所長は序文の中で、9年にわたる研究所の活動を大きく4期に区分してまとめている。

第1期は1994年から1995年半ばにかけてで、その主要テーマは「農業を中心とした共同の営み」である。

第2期は1995年半ばから1997年にかけてで、「農業と地域再生」が主要テーマである。

第3期は、1997年から1999年にかけてである。国による新自由主義的な再編の流れを受けて、「それまでの農業を初めとする富の生産に比重を置いた地域作りの考え方に一定の変化が生まれてきた」。すなわち「人間と人間との関係作りと、人間と自然との関係づくりといった表現に変わり、教育や福祉や文化の問題と富の生産が、そのあり方を含めて次第に統一的にになってきた」。

第4期は1999年以降から現在までである。小泉「構造改革」への対抗軸を打ち出すということから「単に住民の暮らしの破壊や地域の解体という側面だけでなく、競争主義に対抗する新たな価値観に裏打ちされた新たな時代を担う主体の形成と、その主体による新たな価値観を基礎とした取り組みが増え、地域の中でその取り組みが住民に見えてくるようになってきた」。「その成果として国家の政策と地域の解体の動きが統一的に把握できるようになり、そのために、いわゆる狭い空間的領域を限定した地域を前提にした地域づくりではなく、国づくりを展望した地域づくりという姿勢が生まれ始めてきた」と述べている。

以上の段階区分に示されるように本書は、農村地域における地域づくりのアプローチの方法の流れの先進的な典例となっていると思われる。

地域の産業・雇用構造の分析調査を行いつつ、まずもって地域づくりとは、農業生産を通じての地域活性化のための共同の追求として捉えられる。そのために農家レベルの共同、農協や農業団体・グループとの共同、自治体の第三セクターなどとの

共同などの方策が模索され実践された。自主的な生産グループの形成は1960年代から萌芽的な形態でいわば前史的に取り組まれていたことが示されている。ところで日本の農協法は、共同事業としてなんでもできるが、ただし、生産の共同だけは除外されているという不思議な規定を持っており、一方、その他の農事組合や生産組合はかならずしも協同組合原則を明確に意識しているとは言えない。しかしそうした中で、農協に参加する農民や職員が地域づくりに主体的に取り組んでいる事例を本書は示している。地場農産物の特化や観光農業の取り組みという発想はいわば定番であるけれども、その取り組みの過程で問題となってくるのは、どのような参加型で自主決定的な組織構造・運営構造を作り上げるかということであり、また地域セクターとしてどのような役割を生産部門が果たすかということであつたらう。

この時期に非営利協同の生産・事業組織とそのネットワークはどのようにあるべきかという側面からのアプローチにより注目したならば、この時期の取り組みの仕方もいくぶん違ったものになったのではないと思われる。すなわち、地域づくり主体が行うべき「富の生産」はそれ自体そのあるべき姿が追求されるべきであり、一層深めて取



り組まなければならない問題である。

第3期として区分される1997年以降には、地域の多面的な課題を総合的に捉えようとする動きになっている。それは地域文化や社会サービス（高齢化・保育・障害者・教育問題など）の取り組みとして現れている。これ自体は国の新自由主義的な公共政策・社会政策からの圧力に対してどのように対応するかということから始まっている。いわば、これまで公的セクターの領域とされてきた社会サービス分野までが市場と営利の領域化（営利民営化）されつつあり、従来の公的セクターと民間セクターとの二分法的解決策に依拠しては、住民のいのちとくらはしは防衛できない事態に直面し始めてきたためである。行政がその社会保障制度や労働政策などの従来の公的制度的な支えをはずそうとする流れの中で、地域のいのちとくらしを守る道は第三の道を模索せざるを得ない。あたらしい制度的な枠組みの探求のために、この時期に多く開催された理論学習会のいくつかが本書に掲載されている。高齢者福祉サービスの非営利協同的な取り組みの在り方として高齢者協同組合について（依田発夫報告）、地域開発と社会サービスの新しい組織形態としてのイタリアの社会的経済と社会的協同組合の事例（田中夏子報告）、地域資源と協同組合の役割の現段階を示唆（田中秀樹報告）、さらに要約は載っていないが、町村合併問題（中西啓之、池上洋通報告）、シンポジウムなどにおける福祉国家問題の検討（後藤道夫、二宮厚美、渡辺治）などがある。

同研究所が取り上げたこうした理論的な関心を要約するならば、公的サービス、公的制度の縮小とその性格変化（営利民営化・市場化）にどのように対抗するかということであり、いずれも同じであるがまだ模索中であり、明確な代案ビジョンは見いだせない。そこにはいくつかの理論的なネックがあると思われる。キーワードとしては「地域開発」、「住民参加」、「自治体」または「コミュニティ」、「労働者」、「協同」、「協働」などで表すことができよう。しかしたとえば、地域開発プランはどのような社会グループたちが集まり検討すべきものなのか、産業・雇用・消費とのリンクの問題などを考えれば、新しい利害関係者・グループたちをその議論の中に入れなければならないで

あろう。また住民参加とは、行政に諮問することなのかプロジェクトの主体的運営者であるのか、あるいは真のコーパートナシップとはなにかなどの議論が必要であらう。すなわちパブリックな自治体とプライベートなコミュニティとの連携の在り方なども課題であらう。評者の私見では、これらのキーワードの概念を見直していくことが、新しい地域づくりへの道を開く道具になると思われる。それを強いる外的条件は「市場化」「非社会化」であり、地域づくりにそれらの条件がどのように関与してくるのか、言い換えれば「非市場化・非商品化」や「社会化」をどのように位置づけて実践化していくのかという新しい課題が登場しているからであり、営利民営化に対抗して善良な公的制度に収斂していくという目標アプローチでは問題は解決しない時期に突入しているからであり、またそのようなアプローチを取りづらい日本の政治力学的状況があるからである。いわば新しい社会的システムを構想する必要が差し迫った課題といえる。

地域における社会サービスや雇用などの地域開発のためのネットワークをどのように作るかが、どの地域においても必要な課題になるであろうが、そのためには非営利協同セクターを核としたネットワークを「産学消」共同で作り上げ、その後に「行政セクター」と「一部営利民間セクター」の協働をどのような形として作り上げるかという課題につなげていくべきであらう。

本書に見られる地域における実践的な主体としては、農民、山林労働者、自治体労働者（労働組合）、住民運動家、高齢者、消費者などがいる。なかでも地方自治体の労働組合による取り組みとして佐渡や高知における貴重な事例が紹介されている。このように自治体労働者が労働組合として積極的に地域づくりに関与することは、労働組合の使命と活動の領域を拡大することであり、その政治的な役割を高めることにもなろう。本書は、地場産業の活性化、共同作業所の取り組み、高齢者施設建設や介護サービスの充実、教育・文化などの貴重な実践が報告されている。南信州ではこれらの運動をより統合的に発展させていくために実践的にも理論的にも新しい視点と枠組み構築を目指して、具体的なネットワークの構築が期待さ

れるところである。そのために、たとえば、①参加呼びかけの社会的グループを従来の範囲から拡大すること。②民間市場との対抗・競合関係を意識したネットワークづくり、③研究ネットワークとの緊密な連動、④これらの活動を促進するための社会的協同基金（連帯基金）の具体的構築を目指すというのが重要課題だと思われる。いわゆる社会的資源や社会的資本は、信頼というタームで組織されるのではなくて、逆に資源や資本が組織

されることによって、社会的関係性が構築されるのである。したがって、具体的なシステムづくりがなによりも意識されなければならない。それは組織論であり経営論でありネットワークづくり論である。そして、より広く社会的な存在になるためのプロジェクトを進められる力を南信州の研究所と地域活動主体は持っていることを本書は示している。

（いしづか ひでお、研究所主任研究員）

【事務局ニュース】 5・会員募集と定期購読

会員募集 「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし」の会員を募集しています。会員には正会員（個人・団体）と賛助会員（個人・団体）があり、入会金・年会費は以下のようになっています。また、機関誌『いのちとくらし』を追加購入される場合、会員価格でお求めいただけます。（なお、会員への機関誌送付部数は、団体正会員1口5部、個人正会員1口1部、団体賛助会員1口2部、個人賛助会員1口1部となっています。）

○会員の種類

- ・正会員（団体、個人）：研究所の行う行事に参加でき、機関誌・研究所ニュースが無料配布され、総会での表決権があります。
- ・賛助会員（団体、個人）：研究所の行う行事に参加でき、機関誌・研究所ニュースが無料配布されます。

○会費（年会費）

	区 分	適 用	入会金	年会費(一口)
正会員	団体会員	団体・法人	10,000円	100,000円
	個人会員	個 人	1,000円	5,000円
賛助会員	団体会員	団体・法人	なし	50,000円
	個人会員	個 人	なし	3,000円

定期購読 機関誌『いのちとくらし』定期購読の申し込みも受け付けています。季刊（年4冊）発行、年間購読の場合は研究所ニュースも送付いたします。また、会員の方には機関誌が送付されますが、会員価格で追加購入もできます。詳細は事務局までお問い合わせください。

- ・1冊のみの場合：機関誌代 ￥1,000円＋送料
- ・年間購読の場合：機関誌年4冊＋研究所ニュース＋送料 ￥5,000円

事務局より本の紹介

総研いのちとくらしブックレットNo.1

『医療・介護の報酬制度のあり方』

2004年2月発行

研究所発行による最初のブックレットは、第1章・日本の医療制度や診療報酬問題をめぐる歴史的概括、第2章・日本の医療・介護制度の直面している問題と二つの道、第3章・診療報酬、介護報酬についての提言という構成となっており、全日本民医連からの委託研究報告書を基に、診療報酬制度をめぐる動きや用語解説などが加筆されて作成された。研究所独自のまとまった研究としては最初のものであり、ブックレットは次号以降も進行中である。頒価150円。



高柳新著

『父の親指』

新日本出版社、2003年9月、1500円（税別）

当研究所副理事長による2誌に連載したエッセイを加筆・修正したものであり、連載時に読んだ人も多いかもしれない。帯にも大きく「反戦と平和の想いで太く貫かれた」とあり、発行から半年経った現在の状況を考えながら改めて読むと、大切な指摘が含まれているように思える。さらっと書かれた戦争体験が、当たり前ながらゲームなどバーチャルの世界にはない重みを持つ。その当たり前の重さを、想像できない人が多くなっているのだろうか。

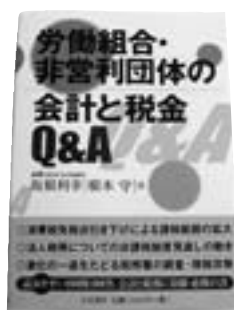


坂根利幸・根本守著

『労働組合・非営利団体の会計と税金Q & A』

大月書店、2004年1月、1800円（税別）

今号にも論文を掲載する当研究所副理事長と、特集の座談会に参加いただいた根本会員による1冊である。労働組合・非営利団体の経理を担当するに当たり、「まず、これが聞きたかった」という事項が見開き2ページに100問100答の形式で掲載されている。逆を言えば、この100問は実務担当者から問い合わせが多かったものといえるのではないかと。手元において活用したい本である。また質問の傍らに配置された用語解説が事項の理解を促すものとなっており、会計や税務担当初心者への細やかな配慮が伺える。



国民医療研究所編・野村拓（他15名）著

『21世紀の医療政策づくり』

本の泉社、2003年11月、1800円（税別）

国民医療研究所のプロジェクトチームによる「下からの医療政策づくり」である。総勢16名にわたる執筆者が分担しながら、医療政策づくりを多方面から扱っている。まえがきで野村氏は、本書は「下からの医療政策づくり」の足場づくりの第1段階にすぎず、第2段階以降の発展はプロジェクトに参加した若手研究者の成長と政策づくりに参加する人々にかかっていると書かれている。歴史に学びながら医療政策を考える上でたいへん示唆に富んだ1冊であり、横のつながりを作る上でも重要である。



機関誌『いのちとくらし』バックナンバーの紹介

● 5号（2003.11）——特集：行政と非営利組織との協働（1）

- 巻頭エッセイ「民医連の医師」千葉 周伸
 - 座談会「行政と非営利・協同セクターとの協働について」
富沢 賢治、高橋 晴雄、窪田 之喜、司会：石塚 秀雄
 - インタビュー「医療と福祉に思う」秋元 波留夫
 - 特別寄稿（再録）「津川武一と東大精神医学教室」秋元 波留夫
 - 論文「韓国の社会運動と非営利・協同セクター」丸山 茂樹
 - 論文「韓国の医療保険制度と非営利協同セクター」石塚 秀雄
 - 第2回公開研究会報告「ヨーロッパの医療制度の特徴と問題点」松田 晋哉
 - シリーズ非営利・協同入門（3）「サードセクター経済と社会的企業—ライブリネスのデベロップメント—」内山 哲朗
 - 文献プロムナード（4）「医療の国際比較」野村 拓
 - 書評／野村拓監修・赤十字共同研究プロジェクト著『日本赤十字の素顔』角瀬 保雄
-

● 4号（2003.08）——特集：障害者と社会・労働参加—支援費制度をめぐる—

- 巻頭エッセイ「NPOによる地域福祉貢献活動とその困難」相澤 與一
 - シリーズ非営利・協同入門（2）「非営利・協同の事業組織」坂根 利幸
 - 座談会「非営利・協同と共同作業所づくり運動」立岡 暁、斎藤 なを子、長瀬 文雄、岩本 鉄矢、坂根 利幸、司会：石塚 秀雄
 - 論文「『共同作業所づくり運動』の過去・現在・未来」菅井 真
 - 第1回公開研究会報告「米国のマネジドケアと非営利病院」松原 由美
 - 「アメリカのNPO病院の非営利性の考え—薬品安価購入に関連して—」石塚 秀雄
 - シリーズ「デンマークの社会政策（下）」山田 駒平
 - 文献プロムナード（3）「医療政策」野村 拓
 - 書評・宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』田中 夏子
-

● 3号（2003.05）

- 巻頭エッセイ「わが家の庭から考える」高柳 新
- シリーズ非営利・協同入門（1）「非営利・協同とは」角瀬 保雄
- 座談会「福祉国家の行方と非営利・協同、医療機関の役割」後藤 道夫、高柳 新、司会：石塚 秀雄
- 論文「地域づくり協同と地域調査実践」大高 研道・山中 洋
- 論文「介護保険制度見直しと法改正に向けての展望」伊藤 周平
- 文献プロムナード（2）「地域への展開」野村 拓
- シリーズ「デンマークの社会政策（上）」山田 駒平
- 「アメリカの医療と社会扶助の産業統計の特徴」石塚 秀雄
- 書評・八代尚弘・日本経済研究センター編著『社会保障改革の経済学』高山 一夫

● 2号 (2003. 02)

- 巻頭エッセイ「医療事故と非営利・協同の運動を思う」 二上 護
 - 新春座談会「NPOの現状と未来」 中村 陽一、八田 英之、角瀬 保雄、司会：石塚 秀雄
 - 論文「コミュニティ・ケアとシチズンシップ——イギリスの事例から」 中川 雄一郎
 - インタビュー「介護保険にどう取り組むか」 増子 忠道、インタビュアー：林 泰則
 - 論文 「『小さな大国』オランダの医療・介護改革の意味するもの——ネオ・コーポラティズム的政労使合意のあり方——」 藤野 健正
 - 文献プロムナード(1) 「もう一度、社会医学」 野村 拓
 - 海外事情 「アメリカの医療従事者の収入事情」 石塚 秀雄
 - 書評 「日本へ示唆 福島清彦著・『ヨーロッパ型資本主義』」 窪田 之喜
-

●準備号 (2002. 10)

- 発起人による「新・研究所へ期待する」
- 特別寄稿論文
 - ・「市場経済と非営利・協同—民医連経営観察者からの発信—」 坂根 利幸
 - ・「医療保障制度の問題点—フランスの事例を中心にヨーロッパ医療制度改革の問題点—」 石塚 秀雄

「研究所ニュース」バックナンバーの紹介

○N o. 5 (2004. 1. 25発行)

研究費助成の公募、第3回公開研究会のお知らせ、「アメリカのホームケアワーカーの待遇改善」、他

○N o. 4 (2003. 10. 17発行)

「蹉跌への擬人法」(石塚秀雄)、「書評『人間のための経済学——開発と貧困を考える』」(大嶋茂男)、他

○N o. 3 (2003. 7. 4発行)

特集「角瀬先生慰労と激励のつどい」、「書評『福祉の哲学』」(高橋晴雄)、他

○N o. 2 (2003. 4. 17発行)

海外の医療・社会政策サイトの紹介、「書評『雲の都第1部広場』」(石塚秀雄)、他

○N o. 1 (2002. 12. 17発行)

「書評『20世紀の医療史』」(石塚秀雄)、いのくらエッセイ、他

【入会申込 FAX 送付書】

切り取ってお使いください
研究所の F A X 番号：03 (5770) 5046

特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし入会申込書

会員の別 正会員 (個人 ・ 団体) 賛助会員 (個人 ・ 団体)
入会口数 () 口

ふりがな	
団体名称または氏名	

※団体正会員の場合は法人・団体を代表して入会する個人名を、個人正会員の場合は所属・勤務先等を記入して下さい。(団体正会員は、入会時に登録された個人が定款上の社員となります。)

※団体会員で、登録する人物と実務担当が異なる場合は、担当者の氏名も記入して下さい。

(団体会員のみ)	ふりがな 代表して入会する個人名	
	ふりがな 実務担当者名	
(個人会員のみ)	ふりがな 所属・勤務先等	

※機関誌等の郵送先、連絡先を記入して下さい

〒番号	—		
住所			
電話番号	()	F A X 番号	()
電子メール	@		

※専門・主たる研究テーマまたは研究して欲しいテーマ・要望等を記入して下さい

--

入会金と会費	(1) 入会金	団体正会員	10,000円
		個人正会員	1,000円
		賛助会員 (個人・団体)	0円
	(2) 年会費 (1口)	団体正会員	100,000円 (1口以上)
		個人正会員	5,000円 (1口以上)
		団体賛助会員	50,000円 (1口以上)
		個人賛助会員	3,000円 (1口以上)

【FAX送付書】

切り取ってお使いください
研究所のFAX番号：03（5770）5046

へ
き
り
と
り
▽

☐ 読者の声	機関誌や研究所に対するご感想・ご意見・取り上げて欲しいテーマなどをお寄せください（機関誌等に掲載することもあります）。		
お名前・ご所属等			年齢 才
ご連絡先住所	〒		
電話番号・電子メールなど			

☐ 送付部数変更	会員で次号から部数変更を希望される方は、お名前と部数をお書きください	次回（ ）号からは部
---------------------------------	------------------------------------	------------

☐ 機関誌『いのちとくらし』購読申し込み	申込日 200 年 月 日		
・単独購読は、「1冊¥1,000円＋送料」です。 ・年間定期購読は、「機関誌年4冊＋研究所ニュース＋送料」で¥5,000円です。 ・お支払いは指定の銀行口座への振込、または郵便振替をお願いします。			
(フリガナ)			
お名前			
郵便番号	—		
送付先住所			
電話番号	()		
FAX 番号	()		
E-Mail	@		
購読区分	単独購読	号のみ	部数 部
(どちらかに記入ください)	年間購読	号～	

【次号第7号の予定】(2004年5月発行)

特集:コミュニティと非営利・協同の役割

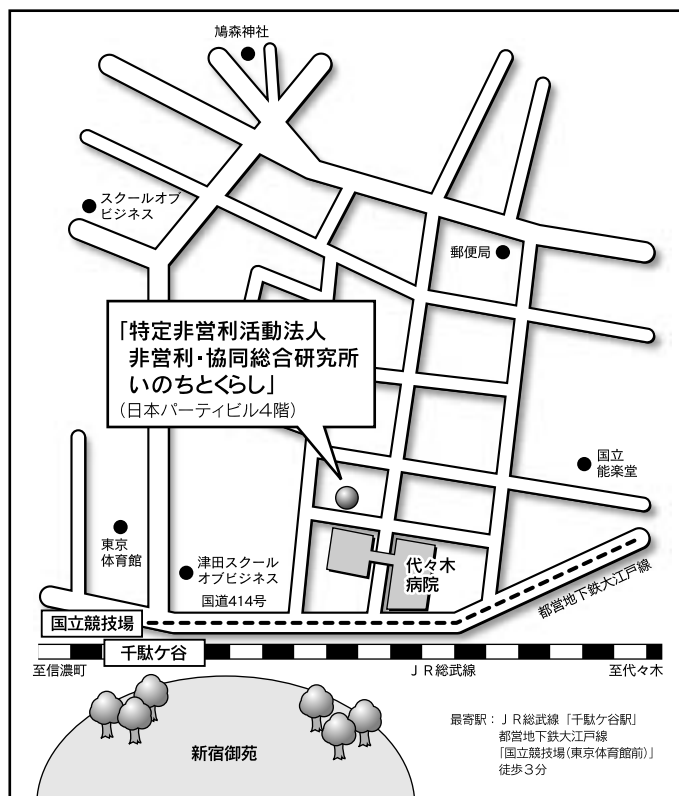
- ・ 座談会「まちづくりと非営利・協同組織」
- ・ 医療・介護の市場化と非営利・協同セクターの役割
- ・ 地域通貨と非営利・協同セクター
- ・ 第3回公開研究会報告、など

【編集後記】

2003年度の機関誌としては、今号が最終となる。早いもので研究所設立から通算6号の研究所報をお届けすることができた。これもひとえに執筆者や会員の皆様のご協力があったからこそであり、改めて御礼申し上げたい。これからも歴史に学びながら、いのちとくらしを守る、横のつながりを考える研究所になっていきたいものである。

第5号の訂正

第5号2ページ目左側、石塚氏最初の発言部分の「鳥取県・島根県」は、「鳥取県」の誤りです。訂正してお詫びいたします。



**「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし」
事務局**

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-29-3 日本パーティビル4階

TEL : 03-5770-5045 / FAX : 03-5770-5046

ホームページ URL: <http://www.inhcc.org/> e-mail: inoci@inhcc.org